

**平成28年関係府省における予算編成過程での検討を
求めるとした提案の措置状況**

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
20	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長することで、特区事業への機動的支援を可能とする。	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	内閣府	愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県	
37	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の要件緩和(住宅応急修理における年齢・所得要件の廃止及び基準額等の拡大)	大規模災害時における住宅の応急修理について、所得制限や年齢要件を廃止する。また、現在の基準額では1回の修理で全て完了しないため、基準額の増額と、修理対象範囲を、6畳を超える畳、内装などについても拡大することを求める。	被害判定や所得が同じであっても、半壊の場合は、世帯主の年齢が1歳違うだけで対象にならない世帯がある。 また、応急修理の範囲は、日常生活に必要な最小限度の部分(屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等)に限られている。 長岡市の中山間地域では都市部に比べて日本家屋の特徴である和室の数が多いため、日常生活に必要な部分として畳の張替を求める声が多く、修理の実態と制度が合っていない。日常生活に必要な修理であるため、規制緩和(基準額の拡大や対象範囲の拡大)をお願いしたい。	所得制限や年齢制限を廃止することにより、全被災者が制度を活用できるため、不公平感が無くなり、申請事務等の効率化が図られる。被災者としては、1回の修理で全て完了したいことから、対象範囲を拡大し基準額を増額することで、修理の実態と合致する。	災害救助法第4条第1項第6号 災害救助法施行令第3条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第228号)	内閣府	長岡市	応急修理に関する新聞記事 平成25年住宅・土地統計調査(抜粋)
38	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援法の改善	被災者生活再建支援法第3条の被災者生活再建支援金について、全壊、大規模半壊などの区分でなく、損傷割合が上がるにつれて、支援額が緩やかに高くなるような制度に改正することを求める。	災害に係る住家の被害認定において、住家の損傷割合が1%低いだけで、下のランクに被害判定されると、支援金の額に大きな差がある。 被害判定の結果に不満を持ち、再調査を依頼する被災者が殺到し、職員は窓口対応や、再調査の対応に追われることとなる。 なお中越地震の際は、長岡市は66,485件の調査を実施したが、約6,000件について再調査を実施した。再調査のピーク時は、1日当たり30人の職員が調査に従事した。	支援金の額が緩やかに上がることによって、被害程度による不公平感が緩和されることで、再調査の依頼の減少につながり、受付事務等の効率化が図られる。	被災者生活再建支援法第3条	内閣府	長岡市	「災害の検証」抜粋(長岡市作成:中越地震の災害検証内部資料)

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、徳島県、宮崎県	<p>○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。</p> <p>本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト創出を目標としており、創出間もないプロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。</p> <p>○本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成28年)を迎えるため、現在、両県にて計画変更による継続認定申請を検討中である。医療機器研究開発支援事業に総合特区推進調整費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>○アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区と同様、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24～26年度の間に総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの実用化など、さまざまな取組を進めており、順調に進捗している。</p> <p>総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年3月9日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後も活用の可能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。</p> <p>※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。</p>	<p>総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。</p> <p>支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する用途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>
いわき市、茨城県、小山市、日高市、茂原市、上越市、安曇野市、伊豆の国市、滋賀県、宇和島市、西条市	<p>○平成27年9月関東・東北豪雨災害において、本県では、特例的に、資力要件により法の支援の対象外となっていた半壊世帯に対しても、県及び市町の負担により住宅の応急修理を実施した。なお、半壊の場合の資力要件の撤廃については、国に対して現在も要望しているところ。</p> <p>○応急修理が行われやすくなる事で、災害復旧が行われやすくなり、避難者が自宅に戻れることで、避難所の縮小、避難者の健康維持も図られると考える。</p> <p>○大規模災害時における住宅の応急修理に所得制限や年齢要件があると同じ被災者であっても、制度を活用できる方とできない方がでてきてしまうため、不公平感の解消と申請事務等の効率化を図る。</p> <p>○東日本大震災を受け、本市においても災害救助法に基づく住宅の応急修理事業を実施したが、提案内容と同様の要望が市民からあったため、制度改正が必要と考える。</p> <p>○本市には大きな河川が2本あり、今後も水害にみまわれる可能性が大きい。水害による対象範囲の拡大及び判断基準の明確化をお願いしたい。また、年齢制限や所得制限を廃止し、全被災者が公平に制度を活用できるようにお願いしたい。</p>	<p>1. ご提案の災害救助法に基づく「住宅の応急修理」に係る所得制限や年齢要件の廃止については、この取り扱いを「災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。」とし、自治体が個々の被災者の状況を踏まえて柔軟に取り扱えるよう運用を改める旨、各都道府県宛て「災害救助法における住宅の応急修理について」(平成28年5月20日付事務連絡 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当))を発出するとともに、当該事務連絡について管内市町村に対し周知していただくようお願いしたところである。</p> <p>2. 災害救助法に基づく「住宅の応急修理」の制度は、住家が半壊等の被害を受けた場合に、応急的な対応として居室、台所、トイレなどの差し当たり日常生活を営むために必要欠くことのできない部分を修理し、被災者の当面の居住の安定を図るものであり、応急修理の給付水準(基準額)は、こうした制度の趣旨を踏まえたものである。</p> <p>3. なお、量などの補修範囲に関する点については、制度の趣旨を踏まえつつ運用見直しの必要性や実態等を勘案し、今後検討してまいりたい。</p>
小山市、日高市、上越市、安曇野市、愛媛県	<p>○被災状況の判定による不公平感が生まれないように、損傷割合の取扱いには配慮が必要ではないか。また、職員への負担は軽減されるべきと考える。</p> <p>○住家の被害認定における一次調査(浸水深による判定)では、床上浸水(1m以上)が大規模半壊で、床上浸水(1m未満)が半壊となるが、1cmの差で認定が分かれ、被災者生活再建支援金に大きな差がでるため、もっと段階的な支援金の給付を求める。</p> <p>災害に係る住家の被害認定において、浸水深による判定の場合、1mのボーダーラインのところは、測定結果が1cm違っただけで認定結果が大規模半壊と半壊に分かれてしまい、支援金の額に大きな差がでてしまう。</p> <p>このため、被害判定の結果に不満を持ち、再調査(二次調査)を依頼する被災者が多く現れ、職員は苦情対応や二次調査対応に追われることとなる。二次調査(部位による判定)では、浸水深による判定より大きな被害認定とはなりにくく、二次調査をしても判定結果が変わらないので、さらに被災者の不満が高まってしまう。</p>	<p>被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建を支援することを目的としており、住宅に「全壊」や「大規模半壊」等の重大な被害を受けた世帯に限って支援の対象とし、被害程度や再建方法に応じて最大300万円の支給を行うものであり、制度の趣旨から、御提案の損害割合に比例して支援金額が上昇するような仕組みとはなっていないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>いずれにしても、被災者生活再建支援制度の見直しについては、東日本大震災を始め、過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案する必要があり、慎重な検討が必要と考えます。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
72	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。	【支障事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長することで、特区事業への機動的支援を可能とする。	「総合特区推進調整費の用途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)	内閣府	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県	
165	B 地方に対する規制緩和	その他	総合特区推進調整費の支援期間の延長	【総合特区推進調整費による支援期間の延長】 総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内に限る)の延長	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。 これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している(内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。 これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もいよいよ学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。(関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	総合特区の計画更新時期を迎えるなか、新計画の認定に併せ、調整費の支援期間を延長することにより、特区事業への重点的・機動的支援が可能となる。 特に関西が強みを有する医療・医薬、バッテリー・エネルギー分野に関し、総合特区制度を活用した、スピード感をもった支援を行うことにより、これら分野における研究開発や技術革新等に寄与。	・総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 ・総合特区推進調整費の用途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	内閣府	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	
195	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大	市町村域をまたがる災害が発生した場合、基準に満たない市町村の被災者は支援金の対象とならないことから、一連の災害であれば全ての被災団体を支援するよう対象を拡大	【現状の制度】 被災者生活再建支援制度については、被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にも関わらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならない場合がある。その場合、地方は独自制度で支援することが多いが、その場合は国から特別交付税として50%が支払われることとなる。 【支障事例・昨年度からの状況変化】 本年4月に発生した熊本地震においても、熊本県は100世帯以上が全壊したため県全域が適用されたが、大分県内では全壊が九重町の一帯のみであり、同法が適用されていない(H28.5.17現在)。また、平成26年8月の豪雨災害では、丹波市を中心に甚大な被害が発生し、被災者生活再建支援制度を適用したが、猪名川町や神戸市では一部損壊に止まり、同制度を適用できなかった。なお同豪雨災害では、京都府や徳島県でも同様の事例が発生している。 【再提案理由】 これまでの内閣府の回答は、こうした小規模の被害は地方自治体が支援すべきであるとのことだが、この制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用していることを踏まえると、同一の大規模災害の被害に関しては全て適用するべきである。	被災戸数に関わらず全ての被災団体が支援対象となることにより、被災者の住宅再建の負担軽減を図ることができる。	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、徳島県、宮崎県	<p>○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。</p> <p>本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト創出を目標としており、創出間もないプロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。</p> <p>○本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成28年)を迎えるため、現在、両県にて計画変更による継続認定申請を検討中である。医療機器研究開発支援事業に総合特区推進調整費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>○アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区と同様、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24～26年度の間総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの实用化など、さまざまな取組を進めており、順調に進捗している。</p> <p>総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年3月9日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後も活用の可能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>※京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。</p> <p>※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。</p>	<p>総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。</p> <p>支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する使途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>
茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、宮崎県	<p>○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。</p> <p>本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト創出を目標としており、創出間もないプロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。</p> <p>○本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成28年)を迎えるため、現在、両県にて計画変更による継続認定申請を検討中である。医療機器研究開発支援事業に総合特区推進調整費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区と同様、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24～26年度の間総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの实用化など、さまざまな取組を進めており、順調に進捗している。</p> <p>総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年3月9日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後も活用の可能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>※京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。</p> <p>※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。</p>	<p>総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。</p> <p>支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する使途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>
岩手県、新潟県、上越市、伊豆の国市、奈良県、愛媛県、宇和島市、高知県	<p>○長野北部地震や平成23年豪雨などでも同様の事例が生じている。</p> <p>長野県北部地震においては、A市(全壊31棟/半壊193棟)及びB町(全壊6棟/半壊47棟)は支援法が適用されたが、C市(全壊2棟/半壊18棟)は支援法の適用とならなかった。</p> <p>平成23年7月新潟・福島豪雨においては、D市(全壊10棟/半壊400棟/床上浸水13棟)、E市(全壊2棟/半壊1棟/床上浸水8棟)、F市(全壊9棟/半壊41棟/床上浸水75棟)、G市(全壊2棟/半壊3棟/床上浸水52棟)、H市(全壊2棟/半壊116棟/床上浸水223棟)、I市(全壊3棟/半壊1棟/床上浸水286棟)、J町(全壊8棟/半壊201棟/床上浸水1棟)は全域が支援法が適用され、K市(全壊4棟/半壊36棟/床上浸水198棟)は一部区域のみ支援法が適用され、L市(床上浸水49棟)、M市(全壊1棟/半壊2棟/床上浸水5棟)、N市(半壊4棟/床上浸水18棟)、O市(床上浸水33棟)、P市(床上浸水4棟)、Q市(床上浸水3棟)、R町(床上浸水15棟)及びS村(床上浸水1棟)は支援法の適用とならなかった。</p> <p>○本県でも、同一災害であったが被災市町村で被害棟数が要件に達せず、被災者生活再建支援制度の適用外となり、支援を受けられない被災者が出てくるなど、支援の適用について不均衡が生じた。</p> <p>同制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活再建を支援し、生活の安定と自立を目的としたものであるため、同一災害であれば、地域の住宅被害棟数に関わらず、一律に支援の対象とし、不均衡を是正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A市(適用 支援法施行令第1条第2号) 全壊22棟 ・B村(適用 支援法施行令第1条第6号) 全壊4棟 ・C村(適用 支援法施行令第1条第6号) 全壊4棟 ・D村(適用 支援法施行令第1条第2号) 全壊12棟 ・E村(非適用) 全壊1棟 <p>○平成27年9月関東・東北豪雨災害において、本県内でも同様の事例が発生している。</p> <p>A市 半壊282(適用) B市 大規模半壊2、半壊84(非適用) C町 半壊78(非適用)</p> <p>○平成26年の台風第11号・第12号災害において、同様の事例(救助法の適用を受け町で支援対象となった方がいた一方で、救助法の適用を受けなかった町で支援の対象とならなかった方がいた)あり。</p> <p>○本県においても平成16年の台風21号では、大きな被害が発生し、同制度が適用されたが、当該地域内にある一部の市及び町では、全壊世帯や床上浸水等の被害はあったものの、世帯数の適用要件を満たしていなかったため、同制度が適用されなかった。</p>	<p>被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、相互扶助の観点から全ての都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、国が財政支援(2分の1の補助)を行う制度です。</p> <p>同一災害であっても適用対象とならない場合は、市町村単位で全壊世帯が9世帯以下といった小さい被害であり、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としており、支援法の適用要件を満たさない地方公共団体に対しては、各都道府県で独自に支援措置を講じていただき、被災者に必要な支援が行われるよう対応してきたところです。</p> <p>また、支援法の適用対象となる災害と同一の災害で同法の対象とならない被災地域の被災者に対して、都道府県が支援法と同水準の支援金等を被災者に支給した場合、支援金支給額の2分の1が特別交付税措置されています。</p> <p>さらに、台風や梅雨期の災害のように大きな住宅被害が広域に散在するような場合にも対象とできるよう、平成22年に同一災害に係る基準の緩和を図ったところです。</p> <p>なお、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言(平成25年12月)」において、『同一災害で全ての被災区域に法を適用する場合、全壊世帯が1世帯のみであっても国が補助することになり「市町村」「都道府県」「国」それぞれが役割を果たすという災害対策基本法の体系や、被災者支援への国のあり方そのものに大きな影響を及ぼすことになる。』、『現在の国と地方の役割分担の下では、現行の支援法や同法施行令に規定する適用要件を拡大することは困難と考えられる。』との提言がなされているところです。</p> <p>いずれにしても、被災者生活再建支援金の支給対象の拡充については、東日本大震災を始め、過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案する必要があり、慎重な検討が必要と考えます。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
258	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余裕教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が示されている。対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余裕教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余裕教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。このように、余裕教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	現在は補助対象とされていないことから新たなリース方式による児童クラブ室等の設置は行っていないが、今後余裕教室等の活用が見込める場合には、活用できるまでの間リース方式により児童クラブ室を整備することにより、建設費用の削減及び学校施設等の有効活用が可能となる。また、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することは、働きながら子育てをする親にとっても大きな意味があるとともに、国を挙げて取り組んでいる女性の活躍を推進することにもつながる。	・「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府子本第204号) ・「放課後児童健全育成事業」の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	
267	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置(平成32年3月31日まで)が適用される事業者に対して行っている公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	待機児童が生じている都心部では、認可保育所(定員20名以上)に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	内閣府、厚生労働省	特別区長会	
288	B 地方に対する規制緩和	産業振興	総合特区推進調整費による支援期間の延長	地域の实情に応じた総合特別区域計画に定めた事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間(当該総合特区にかかる最初の計画の認定から5年以内に限る)を延長すること	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している(内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降も、平成28年度から進めているけいはんな学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを継続展開していく予定である。しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。(関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	総合特区の計画更新時期を迎えるなか、新計画の認定に併せ、調整費の支援期間を延長することにより、特区事業への重点的・機動的支援が可能となる。特に関西が強みを有する医療・医薬、バッテリー・エネルギー分野に関し、総合特区制度を活用した、スピード感をもった支援を行うことにより、これら分野における研究開発や技術革新等に寄与。	総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	内閣府	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
柏市、長野市、東海市、門真市、倉敷市、宇部市、大分市	<p>○本市では、対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するため、学校敷地内の余裕教室等を改修して事業を実施しており、施設を新設整備することは困難な状況にある。また、現状では余裕教室がなく、近隣に活用可能な公共施設がない場合、余裕教室が確保できるまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。そのような場合、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。</p> <p>○本市においても、児童数は減少している中、児童クラブに入会を希望する児童は増加しているが、数年後には減少していくことが予想される。学校教室については、児童が減少しているものの、35人学級の推進や、少人数教室を活用した授業などにより、活用できる余裕教室がない状況である。今後、一時的に学校敷地内にプレハブをリースし、児童クラブを運営することができれば、効果的な待機児童対策が実施できることから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。</p> <p>○本市でも小学校の余裕教室を一時利用という形で放課後児童クラブの運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の煽りを受け、余裕教室の減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。そのため、今後リース方式の施設整備も視野に入れた形で児童クラブの運営方針を検討していく必要がある。</p> <p>○余裕教室の活用以外に本市では、学校舎の建替えがある場合は児童クラブ室を合築、余裕教室がなく、学校舎の建替え予定がない場合は、クラブ室を建て上げる方針で整備を進めている。その為、余裕教室がなく学校舎の耐用年数残が概ね20年以下であれば、リース方式によりクラブ室の整備を行っているところであるが、リース方式による整備の場合補助対象とならない為、財政的な負担が大きくなっている。</p>	<p>○施設の整備に当たっては、「子ども・子育て支援整備交付金」により補助を行っているが、放課後児童クラブの占有施設を建設するための補助金であり、その性格上、建物の賃借料を補助対象とすることは困難である。</p> <p>○また、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」において、放課後児童クラブの運営費補助など各種事業を行っているが、放課後児童クラブ支援事業において、放課後児童クラブを学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料について補助を行っている。本事業はクラブの運営を支援することが目的であるため、財産取得の側面が強い所有権移転の条項が附されている賃貸借契約に係る費用を補助対象とすることは困難であると考えている。</p>
文京区、青梅市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八女市、大分市	<p>○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年以内に改善される見込みは立っておらず、改正が望ましい。</p> <p>○待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園者に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。</p> <p>○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。</p> <p>○本県においても、家庭的保育事業等68施設(政令市・中核市を除く)あるうち、連携施設が設定されているのは26施設にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携設定がされるのは難しいと考えられる。</p> <p>○認可保育所の3歳児の受け入れ枠が少なく、家庭的保育、小規模保育からの卒園時の全員受け入れが難しくなりつつある。家庭的保育や小規模保育の定員増や新規開設もあり、連携施設の確保が困難となっている。連携施設に関する要件の緩和を希望する。</p> <p>○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員の派遣をする余裕が保育所になく、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、待機児童が生じている又は保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受け入れ要件及び代替保育の提供要件を除外する必要がある。</p> <p>○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け皿を設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け皿の設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都市部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、左記の公定価格の減額廃止、または経過措置の対象から卒園児受け入れ要件を除外することを要望する。</p>	<p>○連携施設の設定に要する経費については、既に公定価格の基本分単価に含まれているところであり、当該取扱いは、連携施設を設定していないことに対する減額措置ではないことから、廃止することは不相当である。</p> <p>○家庭的保育事業等については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、家庭的保育事業等を利用する保護者の安心及び事業の安定性の確保のために、連携施設が果たす機能の1つとして、卒園後の3～5歳児の受け皿となることを求めているところであり、連携施設に卒園後の受け皿としての機能を果たしていただくことで、卒園後の入園先を確実に確保することが重要であると考えられる。</p> <p>経過措置期間中に連携施設を円滑に確保できるよう、今後、市町村による利用調整等の方法により、当該家庭的保育事業所等の利用乳幼児に対する保育の提供が終了する時点までに確保することを前提として認可することが可能である旨を通知する等の対応を行う予定である。</p>
茨城県、神奈川県、横浜市、川崎市、宮崎県	<p>○「つくば国際戦略総合特区」においても、数値目標の目標年度が平成28年度であるため、本年9月、目標年度を延長するための計画変更申請を予定しているが、一方で、現状では調整費の活用可能期間は平成29年3月9日までであるため、計画変更が認定されても、調整費の活用は継続できないという支障がある。</p> <p>本特区は、毎年度1件以上の新規プロジェクト創出を目標としており、創出間もないプロジェクトや、今後創出される新たなプロジェクトにおいて、今後も調整費の活用可能性があることから、調整費の支援期間の延長を求める。</p> <p>○本県は他県と平成22年に「東九州メディカルバレー構想」を策定した。本構想計画について平成24年に特区認定を受けたが、数値目標の目標年(平成28年)を迎えるため、現在、両県にて計画変更による継続認定申請を検討中である。医療機器研究開発支援事業に総合特区推進調整費を活用した実績があり、今後も支援が必要な事業があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区と同様、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びさがみロボット産業特区では、平成24～26年度の間総合特区推進調整費を活用した実績があり、拠点施設の整備や医療機器開発や生活支援ロボットの実用化など、さまざまな取組を進めており、順調に進捗している。</p> <p>総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地活第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている。本県における両特区では、最初の計画認定から5年が経過する平成29年3月9日又は平成30年6月28日以降は調整費の活用ができないという支障があり、今後も活用の可能性があり得ることから、調整費の支援期間の延長を求めるものである。</p> <p>※京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の計画期間は、平成28年度末であり、本年度中の認定申請を検討中。</p> <p>※さがみロボット産業特区の計画期間は、平成29年度までであるが、今後継続の認定申請を行う可能性がある。</p>	<p>総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。</p> <p>支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する使途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。</p>

総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
279	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防防災施設整備費補助金に係る補助メニューの拡大	消防防災施設整備費補助金に下記の補助メニューを追加 ①耐震性の無い防火水槽の耐震補強 ②河川や水路を活用した消防取水施設の整備	【消防防災施設整備費補助金】 本県では、南海トラフ地震発生時に地震の揺れを起因とする火災の発生が想定されることから、「高知県地震火災対策指針」を策定し、出火防止、延焼防止、安全な避難といった3つの視点で対策に取り組んでいる。 発生した火災の延焼を防止するために、まずは消火用水の確保が重要であるが、震災時には停電や水道設備の被害により、消火栓が使用できない可能性が高い。そのため、耐震性貯水槽など、消火栓以外の消防水利の整備が必要である。 しかしながら、「消防防災施設整備費補助金」には、耐震性貯水槽新設のメニューはあるが、新設するには費用がかかることと、設置場所の確保が課題となり、整備が進まない。 例えば、高知県地震火災対策指針で示された重点推進地区の一つである四万十市中村地区では、地区内に34基の防火水槽があるが、そのうち耐震性防火水槽は3基しかなく、老朽化も進んでいることから、震災時に破損し、消火用水が漏れ、消火用水が確保できないことが想定される。	【消防防災施設整備費補助金】 ①耐震性の無い防火水槽の耐震補強や、②河川や水路を活用した消防取水施設の整備の補助メニューを追加することで、既存の消防施設や自然水利の活用による経費削減(予算の有効活用)を図ることができるとともに、整備を速く進めることができるようになり、震災時に有効な消火用水を確実に確保できる。	消防防災施設整備費補助金交付要綱	総務省	高知県	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
横浜市、長野県、静岡県、稲沢市、中央市、徳島市、宇和島市、北九州市、雲仙市	<p>○耐震性貯水槽を設置するには、設置費用が高額であり、用地の確保が困難であることが、課題となっております。既設の耐震性を有しない地下に埋設された防火水槽は、設置からおよそ30年から50年が経過し、震災時に崩落等の危険があり、防火水槽周辺に影響を及ぼす危険があること、老朽化による漏水により、消火水の不足が予想されることから耐震補強及びメンテナンスを行う必要があります。</p> <p>しかし、設置から50年を経過したものでは、設計書等がなく、構造についても不明な点が多く、調査費用が1基あたり800万円と高額となり、また、調査により耐震化に至らないと判断される場合は、撤去、改修など対応が必要となります。このことから、防火水槽の耐震化について、補助メニューの拡大が必要と考えます。</p> <p>○現在、本市においては、耐震性防火水槽が26箇所、飲料水兼用耐震性防火水槽が3箇所の計29箇所が設置されている。</p> <p>しかし、耐震性のない防火水槽にあつては、老朽化が進んでおり、南海トラフ地震等大規模な地震が発生した際には、破損し有効な水量がなく、火災発生時には活用できない可能性がある。</p> <p>また、熊本地震では、被災していない防火水槽が非常に効果的であったため、補助メニューの拡大を願いたい。</p> <p>○コンクリート構造物である防火水槽の耐用年数は50年とされているが、当市内に設置されている防火水槽2,669基のうち、既に50年経過している物が401基あり、その中でも特に設計図書も残っていない、終戦前に設置された物が317基もある状況で、その対応が喫緊の課題となっている。</p> <p>当市では平成26年度より防火水槽の躯体の強度調査を開始し、今後その結果に応じた、補強や再整備などの設計・工事へと繋いでいくところではあるが、設置基数が多いことから、予算の捻出に苦慮しているところである。</p> <p>高知県の具体的支障内容と同様に、当市内も防火水槽の新設ができる用地の確保が困難であり、今後の消防水利の確保は、既存防火水槽の適正な維持管理と、河川等自然水利の確保を主に進めていくことから、経年劣化した防火水槽の補強や撤去費用についても補助対象となるよう提案する。</p> <p>○本市でも同様に、耐震性のない防火水槽が多く存在し、大規模地震が発生した際への対応からこれらの防火水槽の耐震化は急務であるが、費用面等から整備は思うように進んでいない。消防防災施設整備費補助金に耐震性のない防火水槽の耐震補強の補助メニューを追加することを望む。</p>	<p>①本補助金は、地方公共団体が地震等の大規模災害や林野火災等に対応するために必要な施設を対象としている中で、耐震性の無い防火水槽については、林野火災対策用のみを対象としているところであるが、本提案は耐震基準(本補助金対象の耐震性貯水槽の基準)を満たすものではないため、本提案を補助対象とすることは困難である。</p> <p>②本補助金において消防水利施設は、耐震性貯水槽及び林野火災対策用の防火水槽のみを対象としており、その対象を拡大することは、本提案募集方式の趣旨を踏まえると困難である。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
150	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	京都府では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂搬出等の初期費用で、文化財本体の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるかが明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。	災害復旧工事に対する補助対象の明確化を行うことで所有者の負担を軽減し、文化財建造物の防災対策を推進する。	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項等	文部科学省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
岩手県、桶川市、静岡県、八幡市、羽曳野市、徳島市、松山市、大牟田市、久留米市、長崎県、五島市	<p>○本県においては、平成26年の台風災害において、寺院の庭園に被害が生じたが、早期の復旧を見送った事例がある。2次災害の恐れや、通行に支障を生じる場合、国の現状確認を待てないことは十分考えられるため、運用の改善が必要と考える。</p> <p>○災害復旧工事においては拙速な対応が求められるが、文化財所有者(個人)に対しての負担を減らすために国庫補助対象の拡大を求めたい。</p> <p>○本市にある国指定史跡・天然記念物で平成27年度に土砂災害が発生したが、土砂除去など応急的な措置については市の単費での負担となった(災害復旧工事については国庫補助を活用)。</p> <p>○本市においても、重要文化財をはじめとする文化財指定を受けた建造物等や史跡が数多く存在する。提案団体と同様、災害等の影響で、国の現状確認前に、緊急に復旧工事が必要となった場合、所有者に対して大きな負担となる。</p> <p>○平成24年4月に起きた大風により重要文化財が大きな被害を受けた。早急な対応が必要であったが、国の補正予算を待ってでは被害拡大のおそれがあり、所有者等へも大きな影響を与えるため、単県で補助し修理等を実施した。こうした緊急に対応する必要がある案件について、国庫補助がなかったため、文化財所有者に対して大きな負担となっている。</p> <p>○建造物に限らず、文化財の災害復旧については補助対象となる範囲が極めて限定的で、災害復旧に必要な措置であっても補助対象とならない場合が多い。本市においても、史跡指定地の土砂崩れによって流出した土砂の緊急的な撤去は自己負担となった例が過去にある。</p> <p>○国の現状確認前の緊急性の担保や事前確認の簡略化などの運用方法の検討などの課題はあるが、緊急に必要として措置した費用に対する所有者負担の軽減は、文化財保護に効果があると考えます。</p> <p>○災害時は関係機関との協議を待たずに、早急に対応しなければ被害が拡大する場合もあるため、災害復旧工事に対する補助対象の拡大等の運用改善を望む。</p>	<p>○御提案の災害時における緊急的な応急措置については、国庫補助金の交付決定前着工(事前着工)を可能としており、国指定等文化財の所有者又は管理団体は国庫補助金の交付決定前であっても、その事前着工の内容等に関して文化庁及び都道府県教育委員会に確認をとり、事前着工届を都道府県を通じて文化庁へ提出することにより、応急措置の実施後において、その要した経費について国庫補助金の交付申請が可能となっている。</p> <p>(文化財保存事業費関係国庫補助実施要領(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における「5. 災害復旧に関する対応」の取扱について(平成23年11月10日文化庁伝統文化課事務連絡))</p> <p>○上記手続き中の文化庁・都道府県教委との確認過程において、所有者・管理団体は、具体的な応急措置の工法・工程並びにどのような工事が事後において国庫補助の対象となり得るか等について文化庁等と事前に調整を行うこととなっており、この過程において当該災害復旧工事における国庫補助対象は明確化されることとなっている。</p> <p>○原則的に、国庫補助の対象となる経費は各事業の補助要項において明記されているところであるが、緊急的な災害復旧時においては個別の事案ごとの状況を踏まえた機動的な対応が必要となることから、各事業要項を基本としつつも、所有者・管理団体と文化庁等との調整時において個別具体的に判断しているところ。</p> <p>○文化庁としては所有者・管理団体の負担を軽減できるよう、上記原則を踏まえつつできる限り柔軟に対応したいと考えている。上述のとおり具体的な対応については個別事例ごとに判断する必要があることから、災害による文化財の被害が発生した際には、できるだけ早めに文化庁・都道府県教委に御相談いただきたい。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	認可保育所の認可を受け、運営しているにもかかわらず、社会福祉法人以外の者は、耐震改修費の補助対象外とされており、入所者の安全を確保するための施設の耐震化を阻む一因となっている。本町においても、新耐震基準の要件となる昭和56年以前から認可保育所を運営している宗教法人において耐震化が必要であるが、耐震化が進んでいない。民間保育所において耐震化の助成制度がない宗教法人等は、全額自己負担で耐震化を行う必要がある。	宗教法人が運営する保育所の耐震化による利用者の安心・安全の確保	保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省	海田町	
87	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の地域の事情に応じた柔軟な活用について	地域医療介護総合確保基金 管理運営要領に規定される対象事業メニューの限定列举の廃止	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られている。 このため、例えば、現行の規定では介護専門人材育成事業において地域にニーズのある専門人材が対象外となっているといった支障が生じている。 このような支障を解消するため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることを提案する。	対象となる事業メニューの限定列举はあくまで例示とし、管理運営要領に規定される基金事業の対象となる5項目に合致する事業であれば認定するように変更することにより、各地域の個々のニーズに対応した柔軟な事業構築が可能となる。	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	厚生労働省	宮崎県	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
京都市、東温市、八女市	<p>○本市においても宗教法人が運営する認可保育所があるが、いずれも老朽化が進んでおり、熊本県の地震の状況に鑑み早急に改正していただきたい。</p> <p>○公立認可保育所においても財政的な支援制度がなく、市の負担が大きくなっている。また、耐震改修費のみならず、老朽化に伴う大規模改修工事においても財政的な支援が受けられるよう措置していただきたい。</p> <p>○宗教法人立等の保育所については、円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通う子どもの安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。</p> <p>○現時点で、耐震基準を満たしていない施設は、社会福祉法人が運営する施設のみであるが、将来的にNPO法人等が運営する施設において、耐震化等の大規模修繕が必要となるケースが考えられる。</p>	<p>認可保育所等の整備については、保育所等整備交付金において財政支援をしているところである。</p> <p>「平成28年度保育所等整備交付金の交付について」(平成28年12月21日厚生労働省発雇児1221第1号厚生労働事務次官通知)により、本交付金の対象となる設置主体について、待機児童解消加速化プランに参加実績のある市町村又は財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村においては、平成29年度末までの間、特例的に「市町村が認めた者」についても加えることとし、自治体あて通知している。</p>
福島県、いわき市、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、山梨県、静岡県、名古屋市中区、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県	<p>○現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られており、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めるに当たり支障が生じているため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることが必要である。</p> <p>○介護の現場において医療との連携は必要不可欠であるが、そのためのICT導入支援については、介護分のメニューとしては対象外となっており、事業化できない。</p> <p>○本市の事業である介護人材確保に関する懇談会の設置について、国のメニュー表において実施主体が「都道府県」となっていることから、地域医療介護総合確保基金の対象とならず、事業の執行に支障をきたしている。</p> <p>○特に、介護分野については、介護人材確保に特化した事業であるうえ、その事業メニューまで固定されてしまうことで、地域の実情に応じた柔軟な対応に支障が生じることも考えられるため、制度の趣旨に沿い地域包括ケアシステム構築に資する内容であれば、事業対象として認めるべきである。</p> <p>○当該基金による事業は、県が直接実施する事業の他、関係団体、事業者等からの事業提案を元に構築することとしているが、国が示すメニューに縛られると事業提案者自らの自由な発想や創意工夫で実施しようとする事業の幅が狭まってしまうため、比較的取り組みやすい事業に事業実施要望が集中してしまい、結果的に基金事業の効果が薄まる可能性があることから、地域のニーズに応じた事業を構築できるよう当該基金で実施するメニューは柔軟に認めることを要望する。</p> <p>○例えば、基金の対象となる認知症に関連した事業は、厚生労働省から示されたメニューにあるものに限られており、県独自の事業や認知症をテーマにした介護関係の事業者団体の取組が実施できないという支障がある。</p> <p>○本県は、独自のオーナー整備型補助制度により、介護サービス基盤の整備を進めているが、本制度は基金の対象となっていない。基金については、自治体が独自に実施する事業を対象とすることや、各区分間の経費配分の変更を認めることなど、弾力的な活用を可能とするよう、地域の実情に応じた柔軟な事業運営ができるように、制度を見直すべきと考える。</p> <p>○管理運営要領では、事業は「地域の実情」に応じて実施するものとされているにも関わらず、対象事業は限定列举となっており、都道府県が地域の実情に応じて創意工夫により行う事業展開を妨げている。例えば、サ高住の特定施設入居者生活介護の指定促進、定期巡回・随時対応サービスの充実、老健施設における在宅復帰支援機能強化、法定ではないが介護支援専門員の資質向上のための専門研修の実施などが、対象とならず、他の財源を捻出して実施、又は実施をあきらめざるを得なかった。</p> <p>○2025年に向け、在宅療養者が増加し、医療ニーズがより高まることが確実である。医療・介護連携を具現化し、在宅介護の限界点を引き上げるサービスである「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を一層促進する必要がある。新規開設事業所の整備に加え、既存の「小規模多機能型居宅介護」から「看護小規模多機能型居宅介護」への転換の促進を図りたい。転換整備に対しても補助金の対象とすることで転換促進を図りたいが、現行では転換にかかる補助金の交付が行えないため、転換が進められない状況である。そのため、地域の現状や市町村における地域密着型サービスの整備状況に応じて、都道府県及び市の裁量により弾力的に基金を活用できるよう見直しが必要である。</p> <p>○各都道府県の実施する事業は、法律上(総合確保法)は5つの事業区分であるが、各区分間の弾力的な運用ができないこと、国が示した事業メニューの実施を求められるなど、都道府県計画作成の意義を損ない、創意工夫が働かない。</p> <p>○基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、各地域の個々のニーズに対応した柔軟な事業構築がしにくい。また補助対象や補助金額の上限が定められているメニューもあり、事業者が利用しにくいものもある。例えば、介護ロボット導入支援事業について補助対象となるロボットが限定的であり、また、補助金額の上限も10万円と決められており事業者からの申請がなかった。</p> <p>○本県では、基金(医療分)の対象事業(病床機能分化・連携推進、在宅医療充実、医療従事者確保・養成)のほか、救急医療や災害医療の確保、高度医療への対応など、他の分野においても課題を抱えているが、基金制度に制約が多く、本基金を地域の医療課題に対して十分に活用できていない。地域に必要な医療提供体制の構築に向けて、対象事業の範囲拡大など地域の実情に応じて柔軟に活用できる基金制度への見直しが必要と考える。</p>	<p>平成28年度予算では、都道府県計画を踏まえて実施される「地域医療介護総合確保基金」において、介護人材確保のため、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境の改善」に資する事業のメニューを提示し、市町村の創意工夫が図られる仕組みとしているところである。当該基金は、消費税収を活用して実施するものであり、ある程度の使途の明確化は必要であると考えているが、平成29年度予算(案)においては、自治体のニーズ等を踏まえ、新たに2事業(介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進、介護サービス事業者等の職員に対する育児支援事業(ベビーシッター派遣等))を追加する予定であり、今後も自治体のご要望や取組み状況等を踏まえ、より効果的なメニューとなるよう対応していきたい。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)
	区分	分野								
162	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	・介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。	・年度当初から、必要な事業を全て実施できるようになり、貴重な財源を有効に活用することができる。 ・地域の実情に応じた多彩なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。	地域医療介護総合確保促進法	厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	
160	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る補助対象の拡大	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」について、水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	京都府内の水道施設(基幹管路・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっている水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置が、上水道施設(所管:厚労省)では補助対象となっていない。防災・減災対策の推進は急務であるが、水道事業体においては、個別水道施設に対する耐震化対策の要否の把握が進まず、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。また、自家発電設備の整備についても、自然災害時の電源確保の重要性は認識されつつも、整備費用の捻出が障害となり、対策が進んでいない。	下水道施設では補助対象となっているこれらの施設整備を補助対象に追加することで、水道施設耐震化計画の策定、自家発電設備の整備を推進し、喫緊の課題である防災・減災対策強化を図ることができる。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	厚生労働省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	
179	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和	保育体制強化事業の実施主体を、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村から、保育人材が不足している市町村に緩和すること。	【制度の現状】 保育支援者の活用による保育士の負担を軽減する「保育体制強化事業」の実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定されている。 【支障事例】 本県のある市では、平成18年度以降待機児童ゼロとなっているが、平成29年4月から市内6施設の認定こども園への移行・定員拡充を予定しており、保育士需要が急増する。そのため、保育支援者の活用が必要となっているが、待機児童ゼロであり、今後も発生する見込みがないため、「待機児童解消加速化プラン」に参加できず、「保育体制強化事業」の実施ができない状況にある。 また、山間部の市では、少子高齢化が進んでおり待機児童ゼロとなっているが、保育士がなかなか確保できず、清掃や後片付けなどの雑務まで行っている。そのため、保育の仕事に専念できるよう「保育体制強化事業」を実施したいが、潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれないことから、「待機児童解消加速化プラン」への参加という要件がネックとなっている。 なお、待機児童解消加速化プラン実施方針 4 『「加速化プラン事業」の対象となる事業、実施方法』には、「保育体制強化事業」が掲載されておらず、上記のあるように、待機児童がいない市町でも保育士不足になっている現状を踏まえると、事業主体を「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定する必要はないと考えている。	待機児童解消発生市町に限らず、保育環境改善のための施策として一般的に利用可能とすることで、保育士の就業継続や離職防止、待機児童の解消促進を図ることができる。	保育体制強化事業の実施について待機児童解消加速化プラン実施方針	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
福島県、栃木市、千葉県、神奈川県、横浜市、静岡県、名古屋市、奈良県、広島県	<p>○介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。</p> <p>○介護の現場において医療との連携は必要不可欠であるが、そのためのICT導入支援については、介護分のメニューとしては対象外となっており、事業化できない。</p> <p>○本市の事業である介護人材確保に関する懇談会の設置について、国のメニュー表において実施主体が「都道府県」となっていることから、地域医療介護総合確保基金の対象とならず、事業の執行に支障をきたしている。</p> <p>○当該基金による事業は、県が直接実施する事業の他、関係団体、事業者等からの事業提案を元に構築することとしているが、国が示すメニューに縛られると事業提案者自らの自由な発想や創意工夫で実施しようとする事業の幅が狭まってしまい、比較的取り組みやすい事業に事業実施要望が集中してしまうため、結果的に基金事業の効果が薄まる可能性があるため、地域のニーズに応じた事業を構築できるよう当該基金で実施するメニューは柔軟に認めることを要望する。</p> <p>○例えば、基金の対象となる認知症に関連した事業は、厚生労働省から示されたメニューにあるものに限られており、県独自の事業や認知症をテーマにした介護関係の事業者団体の取組が実施できないという支障がある。</p> <p>○事業の実績等を踏まえて基金の財源について、都道府県の裁量で地域の実情に応じた配分を行うことができれば、年度当初から効率的かつ効果的な事業実施が可能となる。例えば、国の内示の時期によっては法人や施設の事業化が遅れ、実績が上がらない場合があり、また、法人等の要望が多い場合でも、他の事業の実績残を活用することができず、有効な事業実施の支障となる場合がある。</p> <p>○2025年に向け、在宅療養者が増加し、医療ニーズがより高まることが確実である。医療・介護連携を具現化し、在宅介護の限界点を引き上げるサービスである「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を一層促進する必要がある。新規開設事業所の整備に加え、既存の「小規模多機能型居宅介護」から「看護小規模多機能型居宅介護」への転換の促進を図りたい。</p> <p>転換整備に対しても補助金の対象とすることで転換促進を図りたいが、現行では転換にかかる補助金の交付が行えないため、転換が進められない状況である。そのため、地域の現状や市町村における地域密着型サービスの整備状況に応じて、都道府県及び市の裁量により弾力的に基金を活用できるよう見直しが必要である。</p> <p>○各都道府県の実施する事業は、法律上(総合確保法)は5つの事業区分であるが、各区区間の弾力的な運用ができないこと、国が示した事業メニューの実施を求められるなど、都道府県計画作成の意義を損ない、創意工夫が動かない。</p> <p>○基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、各地域の個々のニーズに対応した柔軟な事業構築がしにくい。また補助対象や補助金額の上限が定められているメニューもあり、事業者が利用しにくいものもある。例えば、介護ロボット導入支援事業について補助対象となるロボットが限定的であり、また、補助金額の上限も10万円と決められており事業者からの申請がなかった。</p>	<p>平成28年度予算では、都道府県計画を踏まえて実施される「地域医療介護総合確保基金」において、介護人材確保のため、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境の改善」に資する事業のメニューを提示し、市町村の創意工夫が図られる仕組みとしているところである。当該基金は、消費税収を活用して実施するものであり、ある程度の使途の明確化は必要であると考えているが、平成29年度予算(案)においては、自治体のニーズ等を踏まえ、新たに2事業(介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進、介護サービス事業者等の職員に対する育児支援事業(ベビーシッター派遣等))を追加する予定であり、今後も自治体のご要望や取組み状況等を踏まえ、より効果的なメニューとなるよう対応していきたい。</p>
山形県、茨城県、八尾市、山口県、長崎県、宮崎県、延岡市	<p>○本市では、耐震化計画を策定しており、施設の1次診断を行っている。その内、一部施設において2次診断を行う必要が生じているが、補助対象とならず、事業費も高額であるため、2次診断を行っていない状況である。2次診断は施設の耐震化・更新の判断基準となる大事な調査であるため、他の施設整備と同様に補助対象とする必要があると考えている。</p> <p>また、浄水施設の整備については、クリプトスポリジウム対策で補助対象となっているが、同時期に整備を行う、自家発電設備については、補助対象となっていないため、単独事業で整備をしている。当市の自家発電設備の整備率については48.6%で、半分以上の施設に自家発電設備が整備されていない状況にあるため、補助対象となることで整備を行い災害等における停電時の水道水の安定供給を図りたい。</p> <p>○本市においても、既存施設について、現在想定される地震規模に合わせた耐震診断を随時行っている。耐震性の有無の把握だけでなく、最小のコストで耐震基準を満たす方法が判明するため、耐震化に要する事業費を効果的に執行できる。よって、耐震診断による効果は、非常に高いと感じている。</p> <p>また、自家用発電設備の設置による電源確保は、災害時における水の安定供給のために欠くことのできない重要な設備である。しかし、費用面の問題もあり、双方とも対策が思うように進んでいない状況である。</p> <p>○本県内の水道施設(浄水施設・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であり、重要なライフラインである上水道施設の耐震化の推進は急務である。</p> <p>水道事業体においては、各水道施設の耐震診断を実施した上で、耐震化計画を策定し、効果的な水道施設の耐震化に係る施設整備を実施することが必要であり、浄水施設・配水池の耐震化は、整備はもとより耐震診断についても多額の経費を要することから、これらの基幹施設の耐震化が遅延している要因ともなっていると考えている。</p> <p>このことから、水道施設の耐震診断について、国庫補助対象への追加を要望する。また、東日本大震災時の本県における上水道への被害は、停電によるものが多数を占めていたことなどからも、自家発電設備についても、国庫補助対象への追加を要望する。</p>	<p>水道施設整備は水道料金による整備が基本であり、財政支援は高料金化対策等として生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱(平成28年4月6日付厚生労働省発生食0406第5号)に定める条件を満たした場合に限り行われるものです。</p> <p>財政状況が厳しい中、限られた予算で耐震化された施設をできる限り広げていくという観点に立てば、耐震化診断及び自家発電設備を新たに交付金の対象経費とすることは困難であると考えます。</p>
秋田県、長野県、浜松市、島根県	<p>○本県において、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村は2市のみであるが、保育需要の増加に伴い、保育士確保は県全域において重要な課題となっている。実施主体を限定せずに、保育支援者を配置することができれば、保育の質の向上や保育士の就業継続及び離職防止に相当な効果が期待できる。</p> <p>○待機児童の発生していない中山間、離島地域などでも保育士不足は顕著であり、「保育体制強化事業」にあるような保育以外の業務支援の人材を配置できれば、現状の保育士数でより質の高い保育を提供することができると考える。</p>	<p>当該補助事業については、保育所入所待機児童解消のため、「待機児童解消加速化プラン」に参加している自治体のみを対象としている。</p> <p>なお、当該プランは、平成29年度末までの取組であるため、平成29年度は当該プランに参加していない自治体については、対象にしていないが、今後、事業の取組状況等を勘案し、対象とする自治体を検討してまいりたい。</p> <p>また、平成29年度から2%相当の引き上げを行うとともに、保育士として技能・経験を積んだ職員について、月額4万円程度の追加的な処遇改善を行うことや、保育の人材確保策として、保育士の宿舎借り上げの支援事業の拡充や離職者の再就職支援を行う「保育士・保育園支援センター」の体制強化などを来年度予算案に盛り込んでおり、これらの対策に総合的に取り組み、必要な保育人材の確保を図ってまいりたい。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)
	区分	分野								
258	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の新設等により安価で余裕教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を見直すこと。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余裕教室の徹底活用等に向けた検討」が示されている。対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余裕教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。また、今後児童数が減少する見込みである小学校において、現状では余裕教室がなく、また、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。このように、余裕教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	現在は補助対象とされていないことから新たなリース方式による児童クラブ室等の設置は行っていないが、今後余裕教室等の活用が見込める場合には、活用できるまでの間リース方式により児童クラブ室を整備することにより、建設費用の削減及び学校施設等の有効活用が可能となる。また、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することは、働きながら子育てをする親にとっても大きな意味があるとともに、国を挙げて取り組んでいる女性の活躍を推進することにもつながる。	・「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府子本第204号) ・「放課後児童健全育成事業」の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	
261	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	宗教法人立等であっても、社会福祉法人立等と同じく、子ども・子育て支援の一翼を担っていることに違いはないことから、宗教法人等が設置する保育所等についても補助対象に加えるよう、要件緩和を求めるもの。	【現状】 保育所等整備交付金の対象は、保育所等にあつては社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人及び学校法人、保育所機能部分にあつては社会福祉法人及び学校法人に限られているところ、実態としては、宗教法人や個人等が運営する保育所等もあり、これらについては本補助の対象外となっているため、耐震化に支障が生じている。 保育所等整備交付金の対象については、児童福祉法第56条の2など関連する法令と整合を図る必要があることは認識しているが、耐震化は、新設等の新たに財産を取得する又は効用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に近い性質を持っていること、また、保育所等に通う子どものいのちを守るために緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に限って要件緩和を求めるものである。 (構成市の具体例) 宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑な耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通う子どもの安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。 平成25年9月に民営保育園耐震化計画を策定したが、当時の民営保育園229園中、124園について耐震化が必要であった(うち、21園が宗教法人立・個人立)。建替えに伴う社会福祉法人化などにより解消している園もあるが、これが困難なところは耐震化の取組ができない状況が続いている。	保育所等に通う子どもの命を守る取組の推進	保育所等整備交付金交付要綱	厚生労働省	指定都市市長会	
267	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置(平成32年3月31日まで)が適用される事業者に対して行っている公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	待機児童が生じている都心部では、認可保育所(定員20名以上)に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第30号及び別表第2	内閣府、厚生労働省	特別区長会	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
柏市、長野市、東海市、門真市、倉敷市、宇都部市、大分市	<p>○本市では、対象児童拡大及び入所希望児童数の増加に対応するため、学校敷地内の余裕教室等を改修して事業を実施しており、施設を新設整備することは困難な状況にある。また、現状では余裕教室がなく、近隣に活用可能な公共施設がない場合、余裕教室が確保できるまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。そのような場合、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。</p> <p>○本市においても、児童数は減少している中、児童クラブに入会を希望する児童は増加しているが、数年後には減少していくことが予想される。学校教室については、児童が減少しているものの、35人学級の推進や、少人数教室を活用した授業などにより、活用できる余裕教室がない状況である。今後、一時的に学校敷地内にプレハブをリースし、児童クラブを運営することができれば、効果的な待機児童対策が実施できることから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。</p> <p>○本市でも小学校の余裕教室を一時利用という形で放課後児童クラブの運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の偏りを受け、余裕教室の減少に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。そのため、今後リース方式の施設整備も視野に入れた形で児童クラブの運営方針を検討していく必要がある。</p> <p>○余裕教室の活用以外に本市では、学校舎の建替えがある場合は児童クラブ室を合築、余裕教室がなく、学校舎の建替え予定がない場合は、クラブ室を建て上げる方針で整備を進めている。その為、余裕教室がなく学校舎の耐用年数残が概ね20年以下であれば、リース方式によりクラブ室の整備を行っているところであるが、リース方式による整備の場合補助対象とならない為、財政的な負担が大きくなっている。</p>	<p>○施設の整備に当たっては、「子ども・子育て支援整備交付金」により補助を行っているが、放課後児童クラブの占有施設を建設するための補助金であり、その性格上、建物の賃借料を補助対象とすることは困難である。</p> <p>○また、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」において、放課後児童クラブの運営費補助など各種事業を行っているが、放課後児童クラブ支援事業において、放課後児童クラブを学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料について補助を行っている。本事業はクラブの運営を支援することが目的であるため、財産取得の側面が強い所有権移転の条項が附されている賃貸借契約に係る費用を補助対象とすることは困難であると考えている。</p>
浜松市、東温市、八女市、大分市	<p>○本市にも宗教法人の認可保育所があるが、いずれも老朽化しており、子どもの安全を守るためには、要件が緩和されて整備しやすい環境となることが望ましい。</p> <p>○公立認可保育所においても財政的な支援制度がなく、市の負担が大きくなっている。また、耐震改修費のみならず、老朽化に伴う大規模改修工事においても財政的な支援が受けられるよう措置していただきたい。</p> <p>○現時点で、耐震基準を満たしていない施設は、社会福祉法人が運営する施設のみであるが、将来的にNPO法人等が運営する施設において、耐震化等の大規模修繕が必要となるケースが考えられる。</p>	<p>認可保育所等の整備については、保育所等整備交付金において財政支援をしているところである。</p> <p>「平成28年度保育所等整備交付金の交付について」(平成28年12月21日厚生労働省発雇児1221第1号厚生労働事務次官通知)により、本交付金の対象となる設置主体について、待機児童解消加速化プランに参加実績のある市町村又は財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村においては、平成29年度末までの間、特例的に「市町村が認めた者」についても加えることとし、自治体あて通知している。</p>
文京区、青梅市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八女市、大分市	<p>○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年以内改善される見込みは立ちあらず、改正が望ましい。</p> <p>○待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園者に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。</p> <p>○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。</p> <p>○本県においても、家庭的保育事業等68施設(政令市・中核市を除く)あるうち、連携施設が設定されているのは26施設にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携設定がされるのは難しいと考えられる。</p> <p>○認可保育所の3歳児の受入れ枠が少なく、家庭的保育、小規模保育からの卒園時の全員受入れが難しくなりつつある。家庭的保育や小規模保育の定員増や新規開設もあり、連携施設の確保が困難となっている。連携施設に関する要件の緩和を希望する。</p> <p>○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員の派遣をする余裕が保育所になく、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、待機児童が生じている又は保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受け入れ要件及び代替保育の提供要件を除外する必要がある。</p> <p>○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け皿を設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け皿の設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、左記の公定価格の減額廃止、または経過措置の対象から卒園児受け入れ要件を除外することを要望する。</p>	<p>連携施設の設定に要する経費については、既に公定価格の基本単価に含まれているところであり、当該取扱いは、連携施設を設定していないことに対する減額措置ではないことから、廃止することは不適当である。</p> <p>家庭的保育事業等については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、家庭的保育事業等を利用する保護者の安心及び事業の安定性の確保のために、連携施設が果たす機能の1つとして、卒園後の3～5歳児の受け皿となることを求めているところであり、連携施設に卒園後の受け皿としての機能を果たしていただくことで、卒園後の入園先を確実に確保することが重要であると考えている。</p> <p>経過措置期間中に連携施設を円滑に確保できるよう、今後、市町村による利用調整等の方法により、当該家庭的保育事業所等の利用乳幼児に対する保育の提供が終了する時点までに確保することを前提として認可することが可能である旨を通知する等の対応を行う予定である。</p>

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
30	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農山漁村振興交付金の補助対象の追加	散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行う場合の用地・補償費を農山漁村振興交付金の補助対象に追加すること。	<p>【支障事例】 河川堤防を散策道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備予定箇所を事業用地として買収する場合、国要領により用地補償費に農山漁村振興交付金が交付される事業メニューが限られており、散策道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。</p> <p>【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村周遊散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図ることとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流に力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な箇所としては、田原本⇄天理(柳本)ルート内にある西門川沿いの散策道整備があげられる。 ※当事業については、農山漁村振興交付金の当該事業メニュー以外に対応できる国の補助は無い。</p>	同一事業予算による行政の効率化	農山漁村振興交付金実施要綱、要領	農林水産省	奈良県	
84	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。	集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要綱第9の1(1)、2	農林水産省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
京都市		<p>農林水産省では、土地改良事業等については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年6月29日閣議決定)に基づき、用地補償費を支援しているが、その他の事業については用地補償費を支援していない。提案のあった散策道は土地改良事業としてではなく、自然環境保全・活用交流施設として実施されることから、用地補償費の支援の対象としていない。</p>
山形県、福島県、郡山市、いわき市、埼玉市、上越市、長野県、滋賀県、島根県、広島市、竹原市、山陽小野田市、徳島県、香川県、高知県、宗像市	<p>○高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。</p> <p>○高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を変更していただき、活動実績が確認できた年度分までは返還免除とする制度としていただきたい。</p> <p>○本市においても5年間継続することが困難であることを理由に協定締結や協定参加を断念するケースが出ている。</p> <p>○事業取組の促進を図るため、事業実施期間は一律ではなく、地域の実情により、弾力的に判断・決定できればよいと考える。</p> <p>○遡及返還を理由に取組の継続を断念する組織がある。活動実績が確認できる年度分については、返還を免除することとすれば、取組の継続を推進することが出来る。</p> <p>○第4期対策で、平成27年度からの5年間の継続に不安があり、取組みやめられた人が見られた。5年以内の柔軟な年数の設定で、継続できる人を増やすことが必要と考える。</p> <p>○長期間に渡る活動は、高齢者の多い農家ではハードルが高く、返還に関する規定が厳しいため、制度への参加を断念する組織が見受けられる。</p> <p>○平成27年度からの第4期中山間地域等直接支払制度の取組みにあたり、第3期まで取組みしていた2集落が5年間の農地維持が困難であることから取組みを断念した。</p> <p>○農業者の高齢化は年々進んでおり、5年間の事業実施期間の縛りにより、再度の事業継続を諦める活動組織も出てきている。</p> <p>○当県においても、集落内で高齢化が進み、事務作業が負担となったことから、活動が実施困難となり、5年間の活動継続を危ぶむ組織がある。中山間地域においては、活動組織の構成員が少なく、高齢化等で数人が参加できなくなることで、活動の継続できない不安が常にあるとの意見を市町村等からいただいている。</p> <p>○高齢者を中心に5年間の継続的な営農に自信がないため、協定集落への参加を辞退する事例や、小規模協定が解散する事例が増加してきている。また、協定不参加の高齢化が進むことで協定員への負担増が予想されるため、迷惑をかけまいと協定への参加を辞退する事例もある。ただし、農業経営の効率化を目的に転換等の意向もあることから、高齢者に限らず5年継続の要件を緩和してほしい。</p> <p>○5年間の農地維持が困難であることなどから事業への参加をあきらめるケースあり。</p> <p>○本県においても、要件である「5年間以上継続して行われる農業生産活動」に対して生産者から懸念を示されることが多い。そのため、3期から4期の移行にあたり、高齢化した集落を中心に集落単位での営農活動の協定締結を断念する事例が散見され、前期対策と比較し営農活動による管理面積が2割弱減少した。提案されている事業実施期間等の要件緩和が認められれば、集落単位の営農活動の維持、管理面積が増加し、農地保全効果が高まると思慮する。</p> <p>○本県においても、高齢者が多い集落では5年間の継続実施が困難なことから、第4期対策から事業を取りやめた地区が発生している。</p> <p>○人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還ではないようにしていただきたい。</p> <p>○当県において、第3期対策(H27-26)から第4期対策(H27-31)にかけて、中山間地域等直接支払制度を断念した4集落あるが、いずれも高齢化の進展・担い手不足により5年間活動を続ける自信がないとの理由である。4集落における協定参加者は10名未満(県平均28名)、協定面積4ha未満(同13.1ha)と規模が小さく、今後、同規模集落においては、農用地の維持が困難となり活動が継続できなくなることが懸念される。平成28年度より、15ha以上の広域協定で集落戦略を作成した場合、返還規定が緩和されたが、15ha未満の集落協定数は77%(141協定中108協定)であり、規模の小さい集落は緩和措置を受けることは難しい。本制度に取り組みにあたり、市町担当者や協定参加者から「5年間の活動期間の短縮」「全協定農用における交付金返還の緩和」を求める声が多く、今後、制度の積極的な推進のためにも、実施期間の要件緩和を図られたい。</p> <p>○平成27年度は4期対策初年度であったが、高齢化等により耕作を5年間続けることへの不安から、取組を断念する協定が発生した。</p> <p>○平成27年度からの第4期対策において、過疎化・高齢化の進む本県では、5年間の農地維持が困難であることや、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組の継続をあきらめるケースが増加している。</p> <p>○高齢者の多い集落では、5年間という活動期間を維持できるかという不安があり、自分で維持できなくなった場合に周りに迷惑をかけてしまうとして、取組を躊躇するケースがある。また、活動期間内に一部が維持できなくなった場合に、認定年度まで遡って交付金の返還が生じるため、より周りに迷惑をかけられないといった状況もある。このため、返還についても活動実績が確認できる年度分については返還免除とすることで、不安が解消されると考える。</p> <p>○中山間地域等直接支払制度において、農業者の減少や高齢化の進展により、5年間の営農継続の不安から制度上の協定の締結ができない地域が増加している。</p> <p>○高齢者の多い集落において、5年間の農業生産活動が困難なことから、事業への参加をあきらめたり、取組みを行わないケースも出てきている。</p> <p>○当県は中山間地域が多くを占め、高齢化による担い手不足が進んでいるが、その中でも特に高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、現行制度では、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。</p> <p>○第4期対策の初年度である中山間地域等直接支払において、農業者の高齢化等により実施地域が大幅に減少(14%)しており、更なる返還要件の緩和が必要。</p>	<p>中山間地域等直接支払については、農業生産活動を一定の期間継続して行うことで農地を維持し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、活動期間については、原則5年間としている。</p> <p>なお、農業生産活動が適切に実施されなかった場合の交付金の返還ルールについては、「農業者の病気、高齢等」により活動が困難となるケースは、既に交付金の返還が免除されているところであり、平成27年度からの第4期対策においては、現場でのより弾力的な対応が可能となるよう、返還免除となる事由の例示に、「家族の病気その他これらに類する事由」を明文で追加したところである。</p> <p>さらに、平成28年度から、合計15ha以上の集落協定又は集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定において、将来の農地利用について戦略(集落戦略)を定めた場合、営農を中止した(耕作放棄をした)際の交付金返還を当該農地のみとする運用の改善を行っている。この場合の15ha以上の集落協定とは、複数の集落が統合した場合も対象としているため、15haに満たない小規模な集落協定においても、集落協定の広域化によって、本運用を活用していただけるようになっている。</p> <p>また、多面的機能支払交付金については、農地や水路などを保全する地域の共同活動を一定の期間継続して行うことで農地を維持し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、活動期間については、原則5年間としている。</p> <p>なお、同交付金の返還ルールは、対象農用地が適切に保管理されていない場合、当該農用地に係る交付金を返還の対象としており、また、「農業者の死亡、農業者本人又はその家族の病気その他これらに類する事由による場合」には、交付金の返還を免除することとしている。</p>

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
85	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	多面的機能支払交付金における返還免除要件の見直し	農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。	農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。	集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1)	農林水産省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	
86	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和	事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、廃作部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。	交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が15ha以上又は集落連携維持加算に取り組む協定で集落戦略を策定した集落協定については返還規定の見直しが図られたが、本県の77%の協定が15ha未満(867協定中664協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから県内で取り組む協定がない状況にあり、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけることへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交付金)」のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。 農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業舎、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。	集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3(2)、4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の3(2)、第9の1(1)	農林水産省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
福島県、いわき市、埼玉県、上越市、島根県、広島市、竹原市、徳島県、香川県、新居浜市、高知県、大牟田市、宗像市	<p>○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。</p> <p>○本市においても、活動組織の構成員の高齢化が進む中で、病気や高齢等により活動期間中に農地を維持できなくなるケースが発生する可能性が高まってきている。活動の普及を進めていくためには要件の緩和が必要である。</p> <p>○農業者の病気や高齢といった理由から事業継続が困難になる事例が多々見受けられる。この場合においても返還が免除されないため、農家の現状から考えて返還免除のハードルは高い。</p> <p>○中山間地域等直接支払制度に取り組み、多面的機能支払制度に取り組みしていない集落に対して、新規取り組みの啓発活動の際に、返還免除要件の違いにより取り組みに対して躊躇する集落があった。</p> <p>○山間部、平野部に関わらず、農業者の病気、高齢化により農地を維持できなくなるケースは発生している為、返還免除の要件については多面的・中山間ともに同じ基準が望ましい。</p> <p>○当県においても、集落内で高齢化が進み、事務作業が負担となったことから、活動が実施困難となり、5年間の活動継続を危ぶむ組織がある。中山間地域においては、活動組織の構成員が少なく、高齢化等で数人が参加できなくなることで、活動の継続できない不安が常にあるとの意見を市町村等からいただいている。</p> <p>○中山間地域の過疎化地域のみでなく、都市近郊の混住化が進んだ地域でも活動に参加できる人数は少なくなってきており、交付金返還の要件緩和は、多くの地域が取組むために効果が期待できる。</p> <p>○平成27年度は4期対策初年度であったが、高齢化等により耕作を5年間続けることへの不安から、取組を断念する協定が発生した。</p> <p>○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、新規取組予定地区や継続地区の再認定の説明会の際に5年間の取組に不安を抱き躊躇するケースがある。</p> <p>○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合に、事業開始年度に遡って交付金の返還が必要なことから、周りには迷惑をかけられないと、取組を躊躇するケースがある。このため、死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除されることと、中山間地域等直接支払制度と重複して活動を行っている地域もあることから、返還免除要件に違いがないようにする必要があると考える。</p> <p>○中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度では、返還免除要件に違いがある。両制度に重複して取り組む地区もあり、要件の統一が必要である。</p> <p>○近年、高齢化により、活動期間の途中でやむを得ず対象農用地での活動が困難となった組織の事例が多くみられるが、現行制度では、「高齢や病気に伴う営農の継続が困難な場合」が免除要件に認められていないため、それらの組織では初年度に遡って返還しており、こうした取り扱いに対して改正の要望がある。</p> <p>○多面的機能支払いについては、地域の協働活動等により、多面的機能の維持・発揮を図ることとしており、個人への交付ではないが、中山間地域等直接支払との重複地区が多いことから、返還免除要件の統一を要望。</p>	<p>多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1)及び第2の17(1)に「自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合」と記載しているが、その「やむを得ない理由」として、「高齢又は農業者本人もしくはその家族の病気その他これらに類する事由」による場合が該当すると考えている。今後、この考え方について各種会議等を通じて幅広く周知を図ることとしたい。</p>
山形県、郡山市、いわき市、安曇野市、浜松市、滋賀県、広島市、竹原市、徳島県、徳島市、香川県、新居浜市、高知県、宗像市、雲仙市	<p>○一部農地で事業が継続できなくなるにより、全農地分の返還が生じることの責任が重く、そのことを理由として協定締結、協定参加を断念するケースが発生している。</p> <p>○事業の一部が継続できない場合でも集落全体に返還義務が生じることで、参加を躊躇する農業者がいる。</p> <p>○第4期対策を取り組むにあたり、集落全体に及ぶ返還義務に不安を感じ、それを理由に協定参加を断念する高齢者が多く見られた。中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の両制度に取り組む集落において、返還免除要件の違いにより、対応に苦慮する集落があった。集落戦略は導入されたが、必ず返還が伴うため、集落の負担が増えることを懸念し、取り組みに対して躊躇する集落があった。</p> <p>○協定の更新の際に、今後5年間の活動ができるか不明な為、継続を断念する集落や、明確に実施可能な農地のみ協定へ含める集落が出てきている。</p> <p>○当県において、第3期対策(H22-26)から第4期対策(H27-31)にかけて、中山間地域等直接支払制度を断念した4集落あるが、いずれも高齢化の進展・担い手不足により5年間活動を続ける自信がないとの理由である。4集落における協定参加者は10名未満(県平均28名)、協定面積4ha未満(同13.1ha)と規模が小さく、今後、同規模集落においては、農用地の維持が困難となり活動が継続できなくなることが懸念される。平成28年度より、15ha以上の広域協定で集落戦略を作成した場合、返還規定が緩和されたが、15ha未満の集落協定数は77%(141協定中108協定)あり、規模の小さい集落は緩和措置を受けるとは難しい。交付金返還要件が厳しいとの理由で、第3期対策から第4期対策にかけ体制整備単価から基礎単価に移行した協定が7協定存在するなど、すべての協定農用地の交付金返還が参加者の精神的な負担となっている。本制度に取り組みにあたり、市町担当者や協定参加者から「5年間の活動期間の短縮」「全協定農用地における交付金返還の緩和」を求める声が多く、今後、制度の積極的な推進のためにも、実施期間の要件緩和を図りたい。</p> <p>○本市の88%の協定が15ha未満(41協定中36協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけるのかという不安や集落(他の参加者)への負担(迷惑)を心配し、当初から参加をあきらめる場合がある。</p> <p>○平成27年度は4期対策初年度であったが、高齢化等により耕作を5年間続けることへの不安から、取組を断念する協定が発生した。</p> <p>○5年間の活動が継続できない場合の一定要件を除く「協定農用地のすべてについての交付金」の返還義務について(今年度一定条件を満たす集落戦略策定の集落協定について、返還規定の見直しを図られたが、本県においても取組が難しい状況にあり)、高齢者は5年後も健康で農業を続けられるかの不安やその際の集落への負担になることを心配し、当初から参加をあきらめる者が多い。また、農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設への転用は認められていないことも、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。</p> <p>○中山間地域等直接支払制度において、農用地の一筆でも耕作放棄地が発生した場合、全ての協定農用地について交付開始年度に遡って交付金を返還する規定があり、他の参加者に迷惑をかける心配から協定締結を断念するケースがある。全ての協定農用地ではなく、一定割合以上が保全されれば遡及返還とならないよう要件緩和が必要である。</p> <p>○本県の集落協定の平均面積は10haと、面積の少ない協定が多く、今年度から新たに加わった集落戦略に取り組める協定は少ない。また、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に重複して取り組む地区もあり、要件の統一が必要である。</p> <p>○本年度から、一定規模以上(15ha)の集落協定又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定で、集落戦略を作成した集落協定は、返還免除等が受けられるが、当県での該当協定数は、16協定(4%)であることから、返還免除要件の更なる緩和を要望。</p> <p>○中山間地域では過疎化・高齢化が進行しており、協定が5年間継続できるかの見通しが立たないことや、事業の継続ができなくなった時には協定農用地全てについての返還が必要なことから、本制度に取り組めない集落や参加者がいる。</p> <p>○本市では、平成27年度の第4期対策の開始時には2集落が参加を取りやめている。特に、中山間地域等直接支払交付金は平成12年度から事業が始まり、今年度で17年が経過し、継続し取り組んでいる集落にとっては高齢化は大きい問題である。事業の一部が継続できなくなった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすいよう、多面的機能支払交付金と同様に、廃作部分(個人部分)のみとするよう緩和していただきたい。</p> <p>○高齢化等のため、4期対策への移行時に2協定が移行しなかった。また、移行を行った協定も対象農地を絞る等活動が委縮している。</p>	<p>平成28年度から、合計15ha以上の集落協定又は集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定において、将来の農地利用について戦略(集落戦略)を定めた場合、営農を中止した(耕作放棄をした)際の交付金返還を当該農地のみとする運用の改善を行っている。この場合の15ha以上の集落協定とは、複数の集落が統合した場合も対象としているため、15haに満たない小規模な集落協定においても、集落協定の広域化によって、本運用を活用していただけるようになってきている。今後とも、こうした取組を推進してまいりたい。</p>

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
126	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	産地パワーアップ事業について地域の特性に応じた弾力的な運用	産地パワーアップ事業について、地域の実情を踏まえ作物別・地域別や、産地の発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できるよう、弾力的な運用をすること	産地パワーアップ事業は各地域の特性に応じ創意工夫により産地にイノベーションを起こす事業であるにもかかわらず、実際には事業の大枠は既存事業「強い農業づくり交付金」の準用となっている。現行では、全国一律に「コスト低減10%」「販売額増加10%」「契約販売の増加」といった成果目標等の基準が設定されているが、これらの目標は、水稻・麦・大豆等収益改善に向けた取組が相当程度進行している作物や地域、また、地域の担い手である大規模農家であっては実現が極めて難しい目標であるため、事業を実施することができず、地域の特徴や強みを十分引き出せる仕組みとなっていない。	本県農業が様々な自然的地理的経済的条件の中で多様な作物が生産されているという地域の実情を踏まえ作物別・地域別や、産地が発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できるようにすることで地域の特徴や強みを活かした特色ある農業振興が図られる。	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領	農林水産省	宮城県	
127	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	産地パワーアップ事業について事業実施主体の市町村等への拡大	産地パワーアップ事業について、市町村等が主体性を持って事業に取り組むことができるよう、実施要綱・要領等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地パワーアップ事業は産地の収益性向上を図るため地域一丸となった取組を後押しする事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が要となる事業である。 しかしながら、当事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村によっては、要綱・要領に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。 本来、「産地の育成」は、JAや市町村、県がそれぞれ蓄積しているノウハウを持ち寄り、また必要に応じて新たな情報や技術を導入しながら進めていくべきであるが、その姿にはほど遠い現状である。	事業実施主体として市町村等を位置づけることにより主体性が発揮され、地域での事業推進が効率的かつ効果的に行われるようになる。	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領	農林水産省	宮城県	
128	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	TPP関連対策に係る補助事業の一元化	TPP関連対策に係る国庫補助事業について、これまで予算措置された事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)を一元化するとともに、今後予算措置される事業においても一元化するよう努めること	TPP関連対策として多数の補助事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。 それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業毎に県独自の実施要領や交付要綱を制定する必要があり、事業を始めるまでに相当の時間と労力を要し、著しく非効率である。	産地パワーアップ事業、農畜産物輸出拡大施設整備事業は強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、補助対象施設や上限事業費など実施要綱・実施要領上同じ内容となっている部分も多いことから、1つの事業に統合し、各事業をメニュー化することにより事務の効率化が図られる。	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領、強い農業づくり交付金実施要綱・実施要領、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱・実施要領	農林水産省	宮城県	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
秋田県、いわき市、新潟県、安曇野市、鳥取県、徳島県、愛媛県、雲仙市、熊本県、沖縄県、	<p>○ 激化する産地間競争、国際競争に打ち勝つため、熊本県では徹底したコスト削減や新技術導入による収益力向上への取組を進めている。その結果、多様な農産物において、全国有数の産地が県内各地に形成されている。このような大型産地においては、販売単価や秀品率、生産コストなど現状値が非常に高いレベルにあるため、産地パワーアップ事業の成果目標である「販売額の10%向上」や「生産コストの10%削減」に対して、成果目標の設定や目標達成が非常に困難となる場合があり、事業推進に支障を来している。</p> <p>○ 本市においても、米の色彩選別機を導入して品質向上に取り組みたい産地があったが、「販売額の10%以上の向上」に届かず、断念した。成果目標の基準を一律で10%等と設定するのではなく、補助率や採択の優先順序で調整することで産地の実情に応じた目標設定ができるようにすれば、より取り組みやすくなると考えられる(例:目標が販売額の8%増加の場合、補助率は40%等)。</p> <p>○ 現行の成果目標の設定においては、例えば、米のように産地の販売力を強化したいが、明らかな差別化を図りにくい品目では不利に働く仕組みとなっている。</p> <p>○ 当該事業の成果目標は都市近郊等条件が優れた環境にある農家や市場性に伸びしろのある農家において優位であり、不利性ある地域や経営展開が高く望めない農家には達成しにくい目標となっている。</p> <p>○ 本市においては、個別に水稻農業者が単体で機械リース支援事業の利用を検討する要望が大半を占める。よって、産地パワーアップ計画にて産地における全水稻農業者のコスト10%削減は不可なパワーアップ計画が大半である。人・農地プラン策定地域のように人と農地が集積された地域以外の「やる気がある」農家が単独で当該事業を利用することが困難な制度となっている。</p> <p>○ 販売額の大きな産地においては、「販売額増加10%」などといった成果目標の実現は困難であり、事業実施が難しくなっている。</p> <p>○ 本事業については、提案のとおり既に大規模な産地に成長している地域については、取り組みにくい要件となっている。しかしながら、各県において定める実施方針の中で産地の枠組みにおいても検討されているようなので、県との連携や調整も重要ではないかと考える。</p> <p>○ 本県の農業は土地集約型や少量多品目生産など小面積での営農が多い中、面積要件の設定規模が大きく事業に取り組みにくい状況にある。</p> <p>○ 整備事業(低コスト耐候性ハウスの助成)で新規品目に取り組み場合、事業実施要領に定められている産地の面積要件が大きく、事業を実施できない事例がある。</p> <p>また、成果目標の「販売額の増加」が、「総販売額」ではなく「単位面積当たり」であることから、水稻・大豆等では単収向上や面積集約に取り組んできた産地が事業に取り組めない事例がある。産地パワーアップ事業は、産地範囲が小さい集落規模での事業要望が多いことから、整備事業については強い農業づくり交付金の要件を適用するのではなく、産地の実情に応じて面積要件等を弾力的に運用すること、成果目標の販売額を総販売額とすることなどにより、意欲ある農業者が広く事業に取り組むことができる。</p> <p>さらに、積雪寒冷地においては、冬期に取り組む品目の導入が必要であるが、本県が有望品目としている「園床しいたけ」が対象とされていない。対象品目として認められることで、地域の特徴や強みを活かした農業振興が可能となる。</p> <p>○ H27年度創設された本事業は、整備事業では(強い農業づくり交付金と同様に)低コスト耐候性ハウスに限定され、また、パイプハウスの整備が可能な生産支援事業では、ハウス資材費のみが補助対象で施工費が補助対象外となっており、事業を活用した多くの担い手の育成確保のために、地域の実情に合致した施設が導入できるよう、補助対象の拡充等柔軟な対応が必要。</p> <p>○ 本県の果樹産地を長らく支えてきた主力品種を中心とした同一品種への改植については、果樹産地の活性化対策の重要な位置づけであり、その運用に当たっては、産地の規模要件(主要な果樹では作付面積10ha以上の産地であることが必要)や成果目標(4項目から選択するが、改植の場合、「産地全体の販売額の10%以上増加」を選択するしかないが、改植の取組のみでの達成は困難)を、産地それぞれの特長や実情に応じて幅広く設定を可能(産地要件なし、中山間地要件を全域に拡大、成果目標は独自に設定可能など)にするなど、生産者が将来の産地の姿を見据えて計画的に園地の若返りを進められるよう、弾力的な運用を求める。国は、平成25年12月に決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、食糧自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の生産を進め、水田のフル活用を図ることとしている。このような中、本県においても、飼料用米等の生産拡大が進んでいることから、集出荷乾燥調製施設の整備要望が出されている。しかしながら、飼料用米等の戦略作物の価格は、水稻より安価なことから、成果目標の達成(販売額の10%以上の増加等)が困難であること、また費用対効果分析において投資効率が低いことから、事業実施ができないという支障が生じている。</p>	<p>産地パワーアップ事業は、TPP大筋合意を踏まえた農業の体質強化策として創設されたものであり、政府としてKPIを定めて取り組んでいるところであり、本事業では、事業実施主体が選択する成果目標＝KPIとなっているところ。</p> <p>このため、成果目標について、地域の状況を踏まえて引き下げる等の弾力的運用はKPIの達成に支障が生じることとなるため困難であることをご理解いただきたい。</p> <p>なお、産地の選択肢を増加させる観点から、28年度補正予算については、従来の成果目標に加え、新たな成果目標(所得の10%向上)を設けたところである。</p>
神奈川県、京都府、鳥取県、長崎県、沖縄県	<p>○ 協議会形式は責任の所在が明確でない、事務局の機能は担当者に限られている、実効性のある活動を起こしにくいなど不明瞭な点が多い中、当該事業において産地を取りまとめる機動性が求められる中、現実とのギャップが大きすぎる。</p> <p>○ 地域協議会で産地パワーアップ計画を立てて取組むこととなっているが、実態として地域協議会＝市町村となっている。</p> <p>○ 本県では、県要綱において、市町村を位置づけているが、国要綱・要領に明記されていないことで、県要綱に位置づけることに反対する市町村もあったため、国要綱・要領でも位置づけていただきたい。</p> <p>○ 提案のとおり、産地パワーアップ事業実施要綱では、事業実施主体は県となっているが、本市においては、実際に産地パワーアップ計画を策定するのは、市及び地域協議会が中心に行っている状況にある。また、近年、そのような地域協議会を事業実施主体として、行われる事業等も増加しており、人・農地プランや各種権限委譲など、市町村の事務量は極めて複雑な状況にある。以上のことから、産地パワーアップ事業の事業実施主体がどうあるべきかということが問題ではなく、県・市・地域協議会がそれぞれの役割を調整し、産地の育成に一丸となって取り組むことが重要であると考えます。</p> <p>○ 市町村により温度差はあるが、同様の状況は本県でも見られる。地域が一体となって事業者をサポートする体勢とするためにも、市町村の位置づけを明確にしていきたい。</p> <p>○ 県では、国の交付要領等で市町村の位置づけがないため、助成金の交付事務については、県実施要領により原則市町村に交付するとしているが、地域の実情により県が直接地域協議会等に交付できるよう定めていることから、市町村を経由しない取組みが増えている。</p>	<p>本事業は都道府県を介した間接補助事業であり、市町村の関与については国は一律には定めておらず、都道府県が作成する都道府県毎の事業実施方針において定めることとしており、都道府県の判断で市町村の関与を義務づけることを可能としており、要領上明記している。</p> <p>これは、制度設計時に都道府県から意見を聴取した際に、市町村ではなく、市町村や農業者団体等で構成される地域農業再生協議会を経由させたいとの意見が少なくなく、都道府県が選択できるようにすべきとの意見が多数を占めたことから、現在の制度としてのご理解いただきたい。</p>
岩手県、京都府、兵庫県、雲仙市、沖縄県、	<p>○ 事務量が煩雑であり、類似の事業であれば統合し、地域の目標が反映される仕組みにしてほしい。</p> <p>○ 産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業はそれぞれ単独事業のため、府の実施要領、様式の制定など事務が煩雑化している。また、強い農業づくり交付金をベースとして農畜産物輸出拡大施設整備事業が仕組まれたことで、要領作成だけでなく計画承認等の事務が余計に必要となり、時間と労力を要している。</p> <p>○ 本県でも、それぞれが単独の事業となっているため、事業開始前の準備に数ヶ月を要しており、事業実施上の支障となっている。</p> <p>○ これまで、本県においても、事業の実施要領や交付要綱の制定等に労力がかかり、事業の着手までに相当の時間を要している。</p>	<p>御指摘のあった事業については、それぞれ異なる政策目的のために措置されていることをご理解いただきたい。</p>

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
138	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金準備型の要件緩和)	親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>親元就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。</p> <p>経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の速やかな(5年以内の)経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したかったものの、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。</p>	事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた対応となり、新規就農者への支援拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 1(1)オ及び(4)イ(ウ)	農林水産省	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	
139	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金経営開始型の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「(受給開始時に)親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転することが求められている。</p> <p>本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。</p> <p>親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、すべての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例など、農地要件がネックとなって、経営開始型の受給を断念した事例がある。</p>	事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた対応となり、新規就農者への支援拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市、堺市	
248	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。</p> <p>本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。</p> <p>親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあつた。</p>	制度趣旨を活かしつつ、給付対象者の実情に応じた支援の拡大が図られる。(制度利用者の増加)	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	関西広域連合(共同提案)、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
岩手県、千葉県、島根県、香川県、愛媛県、高知県、大刀洗町、長崎県、宮崎県、	<p>○ 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の速やかな(5年以内)経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。農業大学校の生徒に対して、準備型の給付を推進しているが、経営の主体が現役世代(40～50歳代前半)の親であったため、経営継承は困難と判断し、支給を断念した事例がある。</p> <p>○ 親がまだ若い場合、全ての農地の所有権移転は困難であるとして申請を断念する例がある。</p> <p>○ 新規学卒者などが親元就農する場合、その親は現役世代のため地域で中核的な農業経営者である場合が多く、親元就農後5年以内の経営継承は困難であることから、準備型の給付を受けていない事例は、北海道内においても一定程度あるものと考えられる。</p> <p>○ 準備型の給付を受けながら農業大学校での履修を希望したが、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の支給を断念した事例がある。</p> <p>○ 農大生や20歳前後の若い研修生の場合、親もまだ若く、5年以内の継承が現実的でないため、給付を断念した。</p> <p>○ 現在は、準備型の対象者である農業大学校学生の親は現役世代であるため、就農5年以内の経営継承の見込みが確実でない場合は、一部継承による独立・自営就農を推奨している。提案のとおり、親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要となれば、新規就農者の支援拡大が図られる。</p>	<p>青年就農給付金(準備型)は、就農に向けて農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念できるよう、就農希望者の生活資金を支援するもの。</p> <p>この考えのもと、事業創設時は、研修終了後に自らが独立・自営で農業経営を開始する者又は農業法人等に雇用されて就農する者を給付対象とし、親元就農は対象外としていた。</p> <p>しかしながら、平成25年度補正予算より、親元就農する場合であってもリスクを負っていると認められるものとして、就農後5年以内に親の農業経営を継承する場合や、農業法人の共同経営者となる場合に限り、給付対象としたところ。</p> <p>このような中、御指摘のように親が若く経営継承には適さない事例があることも承知しているが、経営リスクを負って就農する者の生活支援を行うという本事業の趣旨に鑑み、当該要件の緩和は適切でないと考えている。</p>
岩手県、千葉県、安曇野市、浜松市、島根県、香川県、愛媛県、大刀洗町、長崎県、五島市、大分市、宮崎県	<p>○ 経営開始時だけでも親族の農地を賃借できれば、経営開始がスムーズに進むし、給付期間中に親族からの賃借面積が経営面積の1/2未満となれば要件としては十分である。受給者数を拡大し、担い手の確保・育成を図るため、制度改正は必要であると考えられる。</p> <p>○ 当市でも、祖父名義の土地を経営されている方がおり、所有権移転が支障になることも想定されるので、要件緩和をしていただきたい。</p> <p>○ 農家子弟の就農が多く、さらに、親の経営をそのまま継承するだけでなく、規模拡大や多角化を目指す意欲の高い者も多数おり、支援が必要である。しかし、所有権移転の要件等により、青年就農給付金の活用は進んでいない。経営の全部継承を前提に所有権移転を確約していた。しかし、親族間で相続問題が発生し、所有権移転が不可能になったため、給付金を全額返還した。</p> <p>○ 所有権移転の要件は同制度の最大のネックであり、現に新規就農相談があっても、この要件がクリアできずに給付申請を断念することが多い。利用しやすい制度とし、新規就農の促進・継続を図るためにも、要件の緩和が必要である。</p> <p>○ 祖父母がかつて農家であったが、10年以上前にリタイアして現在農地は管理をしているのみ(両親は農業を継いでいない)。祖父所有農地を有効活用して就農しようとしたが、相続対象者が多く所有権移転を5年以内を実現することは困難であると判断し、申請を断念せざるを得なかった。施設園芸での就農のため、祖父所有地以上の農地を他人から賃借して過半を超えることは、かえって経営を圧迫してしまうため、現実的でないという事例があった。</p> <p>○ 農家後継の割合が高いものの、経営者(親世代)が比較的若く、後継者の就農後5年以内に農地の所有権移転を伴う経営継承は容易ではない場合も多い。</p> <p>○ 祖父の農地を借りて経営開始を計画していたが、相続や贈与税の問題があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、経営開始型の申請を断念した事例がある。</p> <p>○ 新規就農者数の増大を図るためには、就農時の隘路となる初期投資リスクの軽減を図るとともに、就農直後の経営安定のための仕組みが不可欠であり、青年就農給付金については、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着に有効な施策で、その効果もあり、県内の新規就農者は増加傾向にある。今後、本県では高齢農業者のリタイアが更に加速化すると見込まれ、産地の維持・拡大を図るためには新規就農・就業者を倍増させていくこととしており、特に、新規就農者のうち親元就農者が大部分を占める本県においては、制度の要件緩和は施策を推進している。</p> <p>○ 青年就農給付金(経営開始型)事業の制度として親族から農地の所有権移転を受けることに準じた場合、所有権移転に係る農地法も配慮して実施しなければならない。農地法には所有権移転する農地の面積に下限要件があり、例えば、親族の農地を全て継承してもこの下限に満たない農地の所有権移転を行う場合に、下限要件を満たすため、新たな農地を探し、所有権移転を行わなければならない事例など、農地要件がネックとなった。事業を実施することで、他事業との連動性が発生することを鑑み、事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた制度要件となり、制度を利用する新規就農者へより良い支援が図れる。</p> <p>○ 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から賃借した農地が主である場合」にその親族から賃借した農地のすべてについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から賃借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から賃借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。果樹農家において、大規模な自作地を所有しており、借入れによる規模拡大も困難なことから、この経営を継承するためには、農地の所有権移転が必須となるため、申請を断念した事例がある。</p> <p>○ 5年後の情勢が不透明なことから、給付期間中の農地の所有権移転を「親族から賃借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの賃借等により給付対象者の経営面積の1/2未満」とすれば、現在の要綱の要件と同じとなり、新規就農者の支援拡大が図られる。</p>	<p>青年就農給付金(経営開始型)は、就農しても生計が安定しないことを理由に5年以内に離農する者が多いこと等を踏まえ、農業経営者になることについての強い意思を有しながらも、リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援するもの。</p> <p>この考えのもと、事業創設時は、農地について、自ら所有する農地及び第三者から賃借等し利用権を有する農地が過半であることを給付要件として、農家子弟についても給付対象としていた。</p> <p>しかしながら、平成25年度補正予算より、親族から賃借等し利用権を有する農地が過半である農家子弟であっても、経営開始時からリスクを負っていると認められるものとして、給付期間中に当該農地を所有権移転することを確約することを要件として給付対象としたところ。</p> <p>このような中、御指摘のように農地の所有権移転に係る要件を緩和した場合には、経営開始時からリスクのある新規就農者を支援するという本事業の趣旨に沿わなくなることから、当該要件の緩和は適切でないと考えている。</p> <p>なお、追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例にあるように、所有権移転を一律に求めることが困難な場合もあることから、平成26年度補正予算より、納税猶予を受けている親族(受贈者)が給付金受給者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例付加年金の支給を受けるために使用貸借による権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第6項) ・ 営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第22項) ・ 特定貸付けの特例を受けている場合(租税特別措置法第70条の4の2第1項) <p>に該当すれば給付期間中の所有権移転を不要とする改正を行ったところ。</p>
岩手県、茨城県、千葉県、浜松市、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、五島市、熊本県、宮崎県	<p>○ 農地は、重要な経営資源の一つであり、先祖代々継承される資産との概念は依然として根強い。また、本来、完了しているべき相続手続きが済んでいないとは限らない。そのため、経営継承を円滑に進めている段階で、関係者が多いなどにより所有権移転が滞り、一部は給付期間に完了できないことが想定されるため、親元就農を推進する観点から、柔軟に対応する必要がある。</p> <p>○ 本県においても、青年就農給付金(準備型)の申請にあたり、親族から賃借した農地の所有権移転が困難なため、申請を断念する事例があったことから、求められている要件緩和がなされれば、より利用しやすい制度になると考えられる。</p> <p>○ 農家子弟の就農が多く、さらに、親の経営をそのまま継承するだけでなく、規模拡大や多角化を目指す意欲の高い者も多数おり、支援が必要である。しかし、所有権移転の要件等により、青年就農給付金の活用は進んでいない。経営の全部継承を前提に所有権移転を確約していた。しかし、親族間で相続問題が発生し、所有権移転が不可能になったため、給付金を全額返還した。</p> <p>○ 祖父母がかつて農家であったが、10年以上前にリタイアして現在農地は管理をしているのみ(両親は農業を継いでいない)。祖父所有農地を有効活用して就農しようとしたが、相続対象者が多く所有権移転を5年以内を実現することは困難であると判断し、申請を断念せざるを得なかった。施設園芸での就農のため、祖父所有地以上の農地を他人から賃借して過半を超えることは、かえって経営を圧迫してしまうため、現実的でないという事例があった。</p> <p>○ 青年就農給付金(準備型)も、研修終了後の就農時、「親族からの農地が主である場合は就農後5年以内に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」となっている。農業大学校で研修し、研修終了後、母方の祖母が経営する農業(イチゴ)を継承する計画だったが、農地の所有権移転について、母方の兄弟と話がまとまらなかったため、準備型の研修計画を断念した事例がある。</p> <p>○ 祖父の農地を借りて経営開始を計画していたが、相続や贈与税の問題があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、経営開始型の申請を断念した事例がある。</p> <p>○ 新規就農者数の増大を図るためには、就農時の隘路となる初期投資リスクの軽減を図るとともに、就農直後の経営安定のための仕組みが不可欠であり、青年就農給付金については、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着に有効な施策で、その効果もあり、県内の新規就農者は増加傾向にある。今後、本県では高齢農業者のリタイアが更に加速化すると見込まれ、産地の維持・拡大を図るためには新規就農・就業者を倍増させていくこととしており、特に、新規就農者のうち親元就農者が大部分を占める本県においては、制度の要件緩和は施策を推進している必要がある。</p> <p>○ 青年就農給付金(経営開始型)事業の制度として親族から農地の所有権移転を受けることに準じた場合、所有権移転に係る農地法も配慮して実施しなければならない。農地法には所有権移転する農地の面積に下限要件があり、例えば、親族の農地を全て継承してもこの下限に満たない農地の所有権移転を行う場合に、下限要件を満たすため、新たな農地を探し、所有権移転を行わなければならない事例など、農地要件がネックとなった。事業を実施することで、他事業との連動性が発生することを鑑み、事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた制度要件となり、制度を利用する新規就農者へより良い支援が図れる。</p> <p>○ 5年後の情勢が不透明なことから、給付期間中の農地の所有権移転を「親族から賃借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの賃借等により給付対象者の経営面積の1/2未満」とすれば、現在の要綱の要件と同じとなり、新規就農者の支援拡大が図られる。</p>	<p>青年就農給付金(経営開始型)は、就農しても生計が安定しないことを理由に5年以内に離農する者が多いこと等を踏まえ、農業経営者になることについての強い意思を有しながらも、リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援するもの。</p> <p>この考えのもと、事業創設時は、農地について、自ら所有する農地及び第三者から賃借等し利用権を有する農地が過半であることを給付要件として、農家子弟についても給付対象としていた。</p> <p>しかしながら、平成25年度補正予算より、親族から賃借等し利用権を有する農地が過半である農家子弟であっても、経営開始時からリスクを負っていると認められるものとして、給付期間中に当該農地を所有権移転することを確約することを要件として給付対象としたところ。</p> <p>このような中、御指摘のように農地の所有権移転に係る要件を緩和した場合には、経営開始時からリスクのある新規就農者を支援するという本事業の趣旨に沿わなくなることから、当該要件の緩和は適切でないと考えている。</p> <p>なお、追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例にあるように、所有権移転を一律に求めることが困難な場合もあることから、平成26年度補正予算より、納税猶予を受けている親族(受贈者)が給付金受給者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例付加年金の支給を受けるために使用貸借による権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第6項) ・ 営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合(租税特別措置法第70条の4第22項) ・ 特定貸付けの特例を受けている場合(租税特別措置法第70条の4の2第1項) <p>に該当すれば給付期間中の所有権移転を不要とする改正を行ったところ。</p>

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
157	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金の採択基準方法の見直し	成果目標に対する現況値のポイント及び達成すべき成果目標のポイントについて、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとすることを求める	本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点) ②達成すべき成果目標(10点満点)をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。 ただし、事業実施主体が先進的な取組を行っていて、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるものの、②はさらなる上積みが難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示がなかったりとなり、必要な事業推進への障害となっている。 例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種を「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量等を増やすなどの先進的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みにしてほしい。	先進的な取組を行っている地域がハード整備を進めることによって、地域の強みを更に生かした事業の推進が可能となる。	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日16生産第8451号通知)	農林水産省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	
301	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	消費・安全対策交付金の実施要領の交付対象要件等の緩和	死亡牛のBSE検査や適正処理を将来にわたり円滑に進め、国内におけるBSEの監視体制を維持するためにも、 ①消費・安全対策交付金の実施要領第7の施設整備等の一般基準において、BSE検査に係る関連施設に限り、補修費及び既存施設の更新も交付対象とすること。 ②消費・安全対策交付金の中の食料安全保障確立対策整備交付金の対象施設に、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するために必要な関連施設である化製場に整備された牛処理専用ラインを含めるとともに、当該施設の整備等に限らず、設置する団体を事業実施主体に加えること。	【支障事例】 死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。 死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに收容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍器の冷却管を腐食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに比べ、極端に短い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。 また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。	【効果】 死亡牛のBSE検査や適正処理に関連する施設の維持・管理及び機能強化に対する支援が十分に行われることで、適切な死亡牛のBSE検査・処理体制を維持し、適正な検査実施が確保される。このことで、将来にわたってBSE対策の有効性を確認することが可能となり、我が国のBSEステータス維持と安全な牛肉供給による消費者や生産者の安心を確保することが可能となる。	消費・安全対策交付金実施要領第7の5、6 消費・安全対策交付金実施要領別表1の2	農林水産省	九州地方知事会	鹿児島県提案分

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
岩手県、新潟県、愛媛県、雲仙市	<p>○過去に現況の取り組みが進んでいるために目標値ポイントがとれず、結果的に認定されなかった地区がある。</p> <p>○公募においてポイント制は理解できるが、そもそも全国一律の土俵で優劣を判断されるのは、不利性の高い地域ではより厳しい。もし過去の採択された傾向から優位性が見えるのであれば、クラス毎で採択が決められないか検討いただきたい。</p> <p>○提案内容に同意する。全国一律の成果目標等の基準では、各地域の現状に合わず、高ポイントを得られないため事業を実施することが困難な場合がある。</p> <p>○提案のとおり、採択を受けるためには、現状値及び目標値共に高い水準が求められ、全ての地域が公平かつ適正な評価が与えられていない状況にあると思われる。</p> <p>○主要農作物の種子生産に係る施設整備において同様の支障事例がある。</p> <p>○かんきつ産地では、国の補助金を活用して設置が進められた多くの共同選果機械施設等が老朽化し、更新時期を迎えているが、高品質化や販売の高度化等の取組が進んでいる産地においては、成果目標のポイント積み上げが極めて困難であり、事業採択時に不利になりやすい状況にある。そのため、流通の多様化及び産地の実情に対応した共同選果機械施設等の整備については、高品質化及び販売の高度化等の取組が進んでいる成熟した産地が不利になることがないよう、事業採択要件や成果目標の見直しが必要。</p>	<p>本交付金は、産地が低コスト化、高品質化などに取り組む上で必要となる中核的な施設の整備を支援する都道府県向け交付金。</p> <p>配分に当たっては、限られた予算を透明性を確保しつつ効率的に配分する観点から、単収の向上や生産コストの低減といった産地の取組及び現在の取組状況をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を機械的に選定し、当該配分対象の国費要望額を一括して都道府県に割当ることとしており、高度な成果目標を設定し、かつ、現在も優れた取組を実施している産地ほど高ポイントとなる仕組み。</p> <p>このように、本交付金は先進的な産地の過去の取組も評価し、配分に反映する仕組みとなっていることをご理解いただきたい。</p>
北海道、福島県、静岡県、京都府、鳥取県	<p>○死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過したため、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進み、死亡牛BSE検査を継続するためには大規模な改修が必要となっている。BSE施設は消費・安全対策交付金(ハード)の対象とされているが、採択されるためには診断の高度化・迅速化、バイオセキュリティの確保が必要とされている。しかし、BSE施設に必要な機能は、死亡牛からのBSE検査材料の採取、検査結果判明までの死亡牛の冷蔵保管及びBSE発生時の焼却処分であるため、採択要件を満たすことが困難となっており、機能維持のための補修費や既存施設の更新も対象とすることが必要である。</p> <p>○当県においても、H14年度とH17年度に整備したBSE検査に係る採材施設や保管施設の修繕に毎年多額の経費を要している。</p> <p>○当県においても、死亡牛のBSE検査にかかる保冷施設は10年以上経過し、施設を冷却するユニットクーラーは、死亡牛の腐敗性ガス(硫化水素、アンモニアガス等)の発生により、配管等の腐食が進むことに伴う冷却ガス漏れで冷却不能に陥らないよう、約3年間隔で修繕や更新を行っている。ユニットクーラーが故障した場合、死亡牛の腐敗が進み、悪臭や衛生害虫の発生等により近隣住民に不快感を与えかねないため、本機の定期的な交換は必要である。当該検査は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく検査であり、死亡牛のBSE検査を継続していくためにも、関連施設の維持管理に要する経費も消費・安全対策交付金による助成対象とすべきである。</p> <p>○当県の死亡牛一時保管施設も建設から10年以上経過(建設H15年12月)し、施設全体の老朽化が進んでいる。一時保管施設のうち、冷蔵庫については部分的な補修により対応しているが、将来的には更新する必要がある。年間200頭程度の一時保管が必要であり、他施設で代替することはできない。</p> <p>○北海道においては7カ所の検査施設を設置し、死亡牛のBSE検査に係る採材及び検査を行っているが、設置から既に13年を経過し死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。特に一時保管施設では死亡牛から発生する硫化水素ガスの影響で冷却装置の弁やガス管の腐食による冷却機能の低下・停止のため、これまでも補修が頻繁に行われており、適正なBSE検査体制維持の支障となっている。また一部の検査施設においては、地域的な事情から給水体制が十分でないため、やむを得ず井戸水を使用している状況もあり、今後井戸水の枯渇も懸念されている。将来にわたって適正な死亡牛のBSE検査を実施し、我が国のBSEステータス維持によって国民に対する安全・安心を確保するためには適切な施設整備が必要であることから、消費・安全対策交付金の要件を緩和し交付対象とすることが望ましい。</p>	<p>①について BSE検査の開始に伴い整備された施設について、設置後の経年劣化等により整備が必要となっている状況は承知している。死亡牛検査は、我が国における飼料規制の実効性を的確に把握するために必要なサーベイランスとして実施しているところであるが、今後の検査体制については、専門家や都道府県の意向も踏まえながら、検査実績や国際的な動向をみつつ、議論することとしている。こうした動きとあわせ、検査のための冷蔵冷凍保管施設の再編統合なども含めた体制の見直しについても、今後検討することとしたい。</p> <p>②について 牛処理専用ラインについては、平成13年のBSE発生を受け、実効ある飼料規制を早急に実施するために、当時国庫補助を行ったものであるが、家畜の死体の処理は、もとより、その所有者の責任で行うべきものであり、その整備について現在国庫補助の対象とすることは適当でないと考えている。</p>

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
29	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)の要件の緩和	河川内の堆積土砂の撤去工事を大規模に行う場合は、「河道掘削」と同様に「改良工事」に該当するものとして防災・安全交付金の補助対象とすること。	<p>【支障事例】</p> <p>本県内を縦断する熊野川の支流では、紀伊半島大水害とその後の台風等により土砂が堆積し、治水安全度が低下している。さらに、本県は内陸部であるが、毎年台風被害を受ける地域であり、平成25年台風18号等で新たな土砂が発生し、その後も台風時に限らず、多量の土砂が堆積し、治水安全度の低下が続いている。</p> <p>特に神納川においては紀伊半島大水害後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行ってきた。しかしながら、県単独の費用で点検を行いながら堆積土砂撤去工事を行っているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円となり近隣自治体と比較して負担が大きいものとなっている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>毎年度県単独事業での実施の場合、流域内で工事できる箇所が特定され、堆積する土砂を効果的に除去することができない。安全な河川断面を確保するために、交付金による財政支援を受け、堆積土砂の除去を迅速に行うことが必要である。</p>	河川が未改修である区域において、即応的な効果が期待でき、安全な流域空間の形成が図れる。また、改修済である区域についても安全な流域空間の確保及び良好な河川空間の形成により、住民の憩いの場の提供や観光客増加などストック効果が期待できる。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	奈良県	
58	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	災害公営住宅の適用要件の緩和	市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件(全国一律の滅失戸数)について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるように要件緩和を行う。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の滅失戸数となっており、局地的な災害においては、国庫補助における災害公営住宅の扱いとならない場合があり、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない場合がある。</p> <p>【長野県神城断層地震による事例】</p> <p>○平成26年11月26日 震度6弱の地震が発生し、白馬村及び小谷村で、住家等の被害が大きかった。</p> <p>○震災後、早期の生活再建及び地域の再生を図るため、公営住宅の建設を検討するが、局地的な災害であったため、災害公営住宅の要件(1市町村の区域内で200戸以上若しくは1割以上)に該当できなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白馬村 全壊 42戸(世帯数の約1.2%) ・小谷村 全壊 33戸(世帯数の約2.7%) <p>○長野県では、小規模市町村の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を円滑に行えるよう、通常の公営住宅の国庫補助率と災害公営住宅(一般災害)の国庫補助率との差を助成する嵩上げ補助を創設し、支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白馬村 公営住宅18戸(県補助 うち12戸) H28年度建設 ・小谷村 公営住宅8戸(県補助 うち8戸) H27年度建設(一部繰越し) 	小規模市町村の財政負担を軽減し、早期の被災者の生活再建と地域の再生に繋がる。	公営住宅法第8条第1項	国土交通省	長野県	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
山形県、春日部市、神奈川県、静岡県、滋賀県、京都府、京都市、兵庫県、広島県、福岡市	<p>○ 本県でも、管理する多くの中小河川で、河積阻害の要因の土砂堆積について、すみやかな土砂の撤去を望む県民の声に対して、県単独費により継続的に行っていますが、多くの部分で対応出来ない状況。河川内の堆積土砂の撤去について、交付金による財政支援が行われれば、より適切な河川管理が図ることが可能となる。</p> <p>○ 本市は、中川・綾瀬川流域に位置し、周辺の地域に比べてお皿の底のような地形であり、河川勾配が緩やかであるため、雨水が流下しにくい地形となっている。また本市が管理する準用河川等は、改修後30～40年が経過しており、改修当時は治水を最優先に進めるため、限られた用地の中で直立護岸により整備が進められてきた。そのため、河道内に土砂が堆積しやすく、河床にアシ等の草が繁殖して河川断面を阻害しており、除草の時期においても住宅地の間を流れるうえ、川幅も狭いため、重機による土砂等の撤去が難しく、人力作業による局部的な対応とならざるを得ない。また撤去した土砂や地下茎は、産業廃棄物としての処分が高価なため、財政上の負担も大きいものとなっている。毎年度、市単独事業での実施の場合、局部的な土砂の撤去やアシ等の除草にとどまるため、治水対策として効果的に除去することができない。安全な河川断面を確保するために、交付金による財政支援を受け、堆積した土砂やアシ等の地下茎の除去を迅速に行うことが必要である。</p> <p>○ 本県においては、河川維持管理計画に基づき河川の巡視点検を行い、河道の土砂堆積状況を確認している。著しい河積阻害が確認された場合は河床掘削を実施する。本県も奈良県同様、大雨時に限らず多量の土砂が流下し堆積していることから、毎年県単独事業で約6億円の支出を行っているところである。河道掘削については、治水上支障となる箇所について緊急性の高いところから順次対応することとしている。しかし、河道掘削が必要な箇所数が多くあり、治水上の安全確保を迅速に行うためには、交付金による財政支援が必要である。</p> <p>○ 河川内における堆積土砂の撤去工事は、本市においても現地確認等を行いながら市単独費で実施している。しかし、単独費による対応では、効果的に土砂を撤去することができず、断続的に多量の土砂が堆積している現状にあり、また、堆積土砂を撤去する必要がある河川数は、年々、増加している。効果的な堆積土砂の撤去を実施し、安全な河川断面を確保するためには、交付金による財政支援が必要である。</p> <p>○ 台風等の出水後、土砂堆積による治水安全度の低下が見られる。この対策として、県単独費で平成26年度約40万㎡、平成27年度約20万㎡の土砂撤去を実施してきている。交付金による財政支援を受け、計画的・効果的に堆積土砂を撤去することで、治水安全度の向上が可能となる。</p> <p>○ 酒匂川では、平成22年9月の台風9号において、上流域の山腹崩壊が発生し、大量の土砂が河川に流入したことにより、河道内に土砂が堆積したため、翌年度より県単独の予算を確保し河床掘削など堆積土砂対策に取り組んでいる。</p> <p>○ 頻発する河川の氾濫等により、県民の防災に対する関心が高まっており、浚渫要望は年々増加している。管理基準を「阻害率15%未満とする」と定め、計画的な浚渫に努めているが、単独費では十分な対応が難しいのが実状。</p> <p>○ 市内における河川の堆積土砂撤去工事についても、管理者である県ならびに市の単独事業として実施しているが、厳しい財政状況の中、限られた予算では計画的な対応が出来ていない状況である。また、市内の二級河川においても、断続的に多量の土砂が堆積している現状であることから、近隣地域より堆積土砂の撤去等の要望を継続的に受けているが、十分な対応が出来ておらず、平成27年度においても台風15号での豪雨により、河川の増水により氾濫危険水位を超える状況が発生しており、早急な対応が求められている状況である。平成25年の河川法改正により、河川管理者は河川管理施設を良好な状態に保つよう維持及び修繕することを求められており、法の規定に基づく計画的な対応を実施するには、維持管理を踏まえた交付金制度の拡充が必要であると考えている。</p> <p>○ 本県の中小河川は以下の特徴があり、整備の進んでいる大規模河川に比べて災害リスクがより高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の源から流末までの流路延長が短く、降雨後の出水により単時間で水位が急上昇し、避難時間を確保しにくい。 ・山腹崩壊により土砂が流入しやすく、川幅も狭いことから、堆積土砂による流下能力の低下が顕著である。 ・掘込み河道の河川が多い。 ・生活空間が比較的河川と近い。 ・近年の中小河川を巡る状況 ・H25年以降、停滞する梅雨前線に低気圧が関係する豪雨や、台風豪雨が頻発しており、経年の河川堆積土砂に加え、豪雨出水による堆積土砂が急増している。 <p>・本県では河川堆積土砂の撤去を、中小河川の治水安全度を短期間に向上させることができる河川改修に匹敵する効果的な方策と捉え、公募型河床掘削(民活)と合わせて重点的に取り組んでいる。河川事業費(県単独)を十分に確保できない状況が続いている。この対策をさらに推進したいが、土砂の量が多く財源の確保が課題である。</p> <p>○ 県内河川延長 約3,300km(直轄:約100km、県管理:約3,000km、準用指定:約200km) 河床掘削を含む維持管理に要する費用は年間約6億円 ※地域からの要望枠に対して50%に満たない経費で対応している。 H26.8月豪雨に対して、9月議会において、流木処理、異常埋塞土砂の撤去費用として約3.8億円を県単独費で補正対応突発的に発生する堆砂については早期の対応が必要であり、交付金事業として計画的に遂行することは難しい。</p>	<p>河川の通常の維持管理に関する費用については、その河川を管理している者が負担することになっていることから、流下能力を維持するために必要な土砂の撤去については、河川管理者が負担することになります。ただし、災害発生後、河道が著しく埋そく(河道断面の3割程度以上)し、堆積土砂の撤去工事を大規模に行う必要が生じた場合には、災害復旧事業の対象としております。また、洪水の流下能力を計画的に向上させるための河道掘削と併せて実施する堆積土砂の撤去については、防災・安全交付金の対象としているところです。</p>
茅ヶ崎市、上越市、奈良県、鳥取県、西条市	<p>○ 災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の滅失戸数となっており、局地的な災害においては、戸数が少ない場合、国庫補助における災害公営住宅の扱いとならないため、財政力の弱い小規模自治体が十分な対応ができない。</p> <p>○ 平成23年9月の紀伊半島大水害では、南部の小規模市町村が大きな被害を受けた。当時の被害は、場所によっては、既存集落が崩壊するような大災害であったが、災害公営住宅の適用要件には適合せず、一般対策事業により、災害復興を進めているところである。</p> <p>○ 本県の南部東部地域の小規模市町村で災害が起こると、一つの集落がなくなるほどの災害であっても災害公営住宅の適用要件には該当せず、集落の崩壊や過疎の更なる悪化となることから、自治体の実情に応じた基準が求められる。</p> <p>小規模市町村の財政負担を軽減し、早期の被災者の生活再建と地域の再生に繋がる。</p>	<p>被災自治体では、復旧・復興のため平時では想定されない多大な財政支出を余儀なくされるため、公営住宅の整備に係る国の補助率が、公営住宅法で規定された通常の補助率である2分の1より高くなっているものである。具体的には、3分の2の補助率が適用される要件として、災害で滅失した住宅の戸数が</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被災地全域で500戸以上 ②一市町村の区域において200戸以上 ③一市町村の区域において全住宅の1割以上 <p>のいずれかを満たすことが公営住宅法に規定されており、小規模な地方公共団体ではより小さい被害であっても要件を満たすことのできる制度設計となっている。</p> <p>このため、現在の要件には一定の合理性があると考えているところである。</p>

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
107	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費補助金)の要件緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、離島航路運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものに限定されています。二以上の複数事業者が競合する場合においても補助金の交付対象となるよう制度の緩和を要望します。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱では、離島航路運営費補助金の交付要件として一航路につき唯一の事業者が運航するものと規定されています。現在姫路市には、一航路二事業者で運航している離島航路が二航路有ります。当該航路は、家島諸島の急激な人口減少により利用者が減少しており、このような状況の中、各事業者は経営努力により現在まで当該航路を維持してきました。安定した航路の運航を図るため、過去に合併協議等があったようですが、折り合いがつかず不調となっており、現在も進展はない状況です。この状況が続けば、各事業者が経営努力の限界まで運航し、同時期に撤退するといった可能性が懸念されます。	離島航路の運航を支援することにより、同時期の撤退を防ぎ、離島住民のより安定した生活交通を確保することが可能となります。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第29条第2項	国土交通省	姫路市	
129	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	がけ地近接等危険住宅移転事業の対象要件の緩和	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の建設助成費について、対象が「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)」となっており、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象なるよう要件の緩和を求める。	【支障事例】 当該事業については、平成27年度から中古住宅に関連した相談を受けるようになってきている。 加えて、先般の熊本地震により、がけ地等の危険区域からの移転を考える住民は増えると思われるため、行政としても何らかの支援する取組みが必要と感じているところである。 現在、中古住宅(空家等)の所有者が自らリフォームをして、売りに出すことはほとんどない状況であるため、中古住宅(空き家等)を購入してリフォームする場合も当該事業の対象とすることで、中古住宅(空家等)の活用を促進できると考える。 その場合の費用については、現行制度と同様の上限額とするなど、一定の制限を加えることで交付対象とすることは可能と考える。	【制度改正の必要性】 中古住宅(空家等)購入後のリフォーム費用について交付対象となるよう要件を緩和することで、危険住宅からの移転の選択肢を増やし、危険住宅の移転を促進するとともに、各市町村で課題となっている空家対策を推進する取組みとしても有効である。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	熊本県	

＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
団体名	支障事例	
愛媛県	○当県では、離島航路に係る国庫補助制度の要件緩和について、平成29年度の国の施策等に関する提案・要望において、以下の要望を行っているところ。地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。島嶼部で構成される地域において通勤や通院などに活用される重要な生活航路であるにもかかわらず、唯一航路でないために国庫補助の対象外となっている離島航路については、関係自治体による船舶の無償貸与や運航欠損への補助金支出等が行われている。しかしながら、人口減少や近隣自治体が架橋で本土と接続されたこと等により利用者の減少が続き、航路事業者の欠損が拡大する中、自治体の財政負担も重くなり、減便で対応せざるを得ない状況が生じるなど住民生活にも影響が出ている。	離島航路運営費補助金については、ナショナルミニマムの観点から、離島住民の移動手段を確保し、限られた財源の中から真に必要な生活航路を確保維持するために、唯一かつ赤字航路を対象としている。競合航路は、一方が撤退しても航路は維持されることから、複数事業者が競合する場合を離島航路補助の対象とすることは困難である。
山形県、 京都府	-	通常は売主が行うことが想定される、居住のために必要な最低限の改修を購入に合わせて行う場合は、その改修費用を購入費用に含むことが可能である。